

1 1. 各種通知文等

5 教体第 1 0 2 号
令和 5 年 5 月 1 6 日

各市町教育委員会教育長 様

長崎県教育庁体育保健課長
(公 印 省 略)

水泳等の事故防止について (通知)

日頃から、学校体育スポーツの振興・充実に御尽力いただき感謝申し上げます。

標記のことについては、これまでも水難事故の未然防止並びに衛生管理の徹底をお願いしているところですが、このたび、スポーツ庁次長から別添 (写) のとおり通知がありました。

つきましては、上記通知並びに「プールの安全標準指針」に基づき、事故防止について改めて貴所管の学校に対し周知徹底を図っていただくようお願いします。

【問い合わせ先】

長崎県教育庁体育保健課 学校体育班
担当：山田 周作

【TEL】 095-894-3393

【FAX】 095-894-3478

【E-mail】 syu-yamada@pref.nagasaki.lg.jp



5ス庁第215号

令和5年4月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
各国公私立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
角田喜彦

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところでありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

については、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知を徹底するよう御配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」にも留意願います。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して周知されるようお取り計らい願います。

1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

【参考】 スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携〔2018年改訂版〕」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf

消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】 海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

公益財団法人B&G財団「水辺の安全学習アプリ」

<https://mizube-anzen.jp/>

- (3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

スポーツ庁

電話：03-5253-4111（代表）

健康スポーツ課

担当：藤谷、永山

（内線：2998）

kensport@mext.go.jp

[学校体育担当]

担当：岸、児玉

（内線：2674）

政策課企画調整室

skikaku@mext.go.jp

[学校運動部活動担当]

担当：林、行武

（内線：3953）

地域スポーツ課学校運動部活動係

tiikisport@mext.go.jp

[学校プール施設・社会体育施設担当]

担当：井上

（内線：3773）

参事官（地域振興担当）付施設企画係

stiiki@mext.go.jp



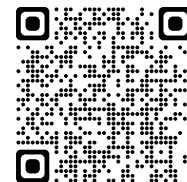
学校における児童生徒等に対する水泳指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

- ① 「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」
（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
https://www.jpnspport.go.jp/enzen/Portals/0/enzen/enzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf
- ② 「水泳指導の手引（三訂版）」
（平成26年3月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm
- ③ 「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」
（平成26年3月文部科学省）
<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- ④ 「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」
（平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA>

(1) 飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡に至る等の重大事故が起きている中、事故防止の観点からも、学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領において「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としていることから、高等学校の入学年次の次の年次以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じること。その際、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」（https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf）も参考に、安全な指導を行うこと。



【令和4年度の災害共済給付の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
高	学校行事	水泳大会中、ウォーミングアップの際に、水深1m10cmのサブプールに鋭角に飛び込み、プールの底に頭を打ち、頸を痛めた。

【令和3年度の災害共済給付の重大事故の例】

中	体育的部活動	水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも厳しい等の訴えがあった。
中	体育的部活動	水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。
中	体育的部活動	水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」
 （平成26年3月文部科学省）抜粋

(2) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」（https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf）を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。

(3) 監視体制が十分でなかったことを要因として児童が死亡した事例、一定の技能を身に付けている児童生徒がスタート時の重大事故に遭った事例、入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されているので十分注意すること。

特に小学校低学年においては、水に十分に慣れていない児童もいることから、安全な水遊びの授業が行われるよう、十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

2. 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子を確認してから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

① e-learning コンテンツ「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」
 （公益財団法人日本ライフセービング協会）
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>

② 「水辺の安全ガイド」
 （公益財団法人B&G財団「水辺の安全学習アプリ」）
<https://mizube-anzen.jp/>

3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。

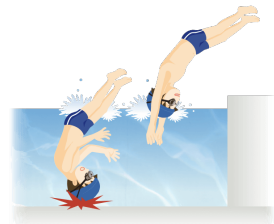
4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。

5. 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年3月 https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kyouiku_hoiku/pdf/guideline1.pdf）や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_0003_180424_0001.pdf）も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。

水泳の飛び込み事故の防止について

① 飛び込みによるスタート時の重大事故

飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつける重大事故が起きています。



【重大事故の例】

学校種	事故の状況
中学校	水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも難しい等の訴えがあった。
中学校	水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。
中学校	水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。

② 適切な安全対策



高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じることが必要です。

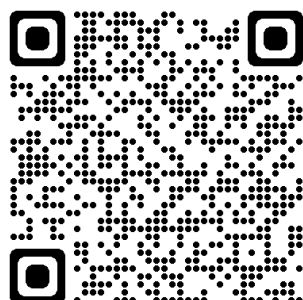
③ 正しいスタート技術の習得

飛び込み事故の防止には、正しいスタート技術の習得とその教育が重要です。公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」も参考にして、安全な指導をお願いします。

※「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」 (https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)



動画「スタートの段階指導」



令和4年夏期(7～8月)における水泳等の事故

警察庁生活安全局生活安全企画課『令和4年夏期における水難の概況』参照
※()内は中学生以下の子供で内数

【表1】水難者数

	水難者数
令和4年夏期	638人 (120)
令和3年夏期	565人 (110)

【表2】場所別死者・行方不明者

	令和4年夏期		令和3年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
海	113(5)	49.6%	94(4)	44.3%
河川	88(4)	38.6%	87(9)	41.0%
湖沼池	9(0)	3.9%	13(2)	6.1%
用水路	15(0)	6.6%	16(1)	7.5%
プール	1(0)	0.4%	2(0)	0.9%
その他	2(0)	0.9%	0(0)	0.0%
計	228(9)		212(16)	

【表3】行為別死者・行方不明者

	令和4年夏期		令和3年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
水泳	25(1)	11.0%	23(4)	10.8%
水遊び	29(7)	12.7%	31(6)	14.6%
魚とり・釣り	56(1)	24.6%	49(0)	23.1%
作業中	13(0)	5.7%	4(0)	1.9%
通行中	4(0)	1.8%	11(1)	5.2%
その他	101(0)	44.3%	94(5)	44.3%
陸上における遊戯・スポーツ中	2(0)	0.9%	0(0)	0.0%
ボート遊び	4(0)	1.8%	3(0)	1.4%
水難救助活動	8(0)	3.5%	5(0)	2.4%
シュノーケリング	13(0)	5.7%	10(1)	4.7%
スキューバダイビング	3(0)	1.3%	3(0)	1.4%
サーフィン	4(0)	1.8%	4(0)	1.9%
その他	5(0)	2.2%	12(0)	5.7%
不明	62(0)	27.2%	57(4)	26.9%
合計	228(9)		212(16)	

【表4】年齢層別死者・行方不明者

	令和4年夏期		令和3年夏期	
	人数	構成比	人数	構成比
子供	9	3.9%	16	7.5%
未就学児童	1	0.4%	3	1.4%
小学生	6	2.6%	10	4.7%
中学生	2	0.9%	3	1.4%
高校生又はこれに相当する年齢の者	7	3.1%	8	3.8%
高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者	97	42.5%	82	38.7%
65歳以上の者	107	46.9%	100	47.2%
不明	8	3.5%	6	2.8%
合計	228		212	

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において
スポーツ事故(水泳・水泳指導中)に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○水泳・水泳指導中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※令和4年度は速報値

学校種	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	総計
小学校	1	0	0	0	0	1
中学校	1	0	0	0	0	1
高等学校	0	0	0	1	2	3
総計	2	0	0	1	2	5

※学校種は発生校種

○水泳・水泳指導中の事故等による障害見舞:

※令和4年度は速報値

学校種	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	総計
小学校	0	1	3	0	0	4
中学校	2	0	1	4	0	7
高等学校	3	1	2	0	1	7
総計	5	2	6	4	1	18

※学校種は発生校種

プールの安全標準指針

平成 1 9 年 3 月

文 部 科 学 省

国 土 交 通 省

【目 次】

はじめに（指針策定の主旨）	1
第1章 指針の位置づけ及び適用範囲	2
1-1 本指針の位置づけ	2
1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）	3
第2章 プールの安全利用のための施設基準	4
2-1 プール全体	4
2-2 排（環）水口	6
第3章 事故を未然に防ぐ安全管理	8
3-1 安全管理上の重要事項	8
3-2 管理体制の整備	9
3-3 プール使用期間前後の点検	10
3-4 日常の点検及び監視	13
3-5 緊急時への対応	14
3-6 監視員等の教育・訓練	15
3-7 利用者への情報提供	16
参考	17

はじめに（指針策定の主旨）

本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

■本指針の構成について

- 基本的考え方（実線囲み） プールの安全確保に関する基本的な考え方を示したもの。
- 解説 ----- 基本的考え方の理解を深め、適切な運用が図られるよう解説を示したもの。
- 参考 ----- 解説に関連して参考になる事項を示したもの。

■本指針の表現について

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

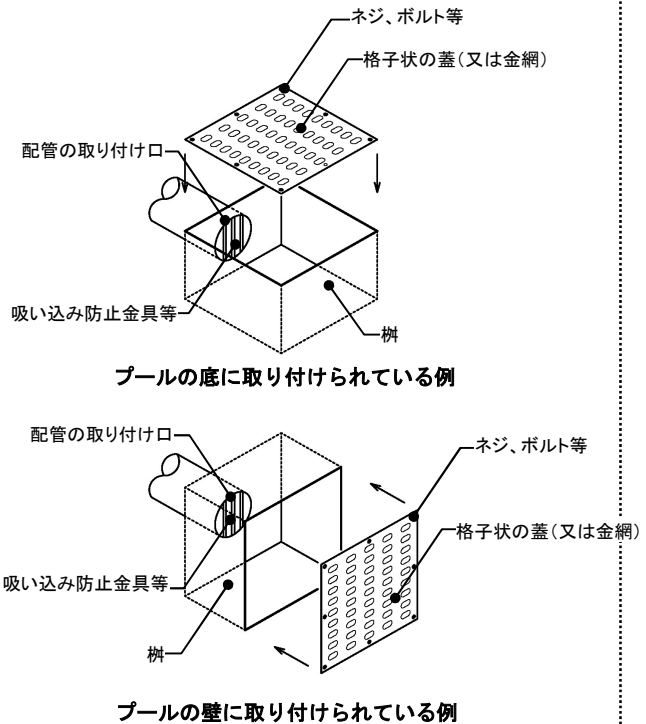
- 「～必要である。」 ----- プールの安全確保の観点から、記述された事項の遵守が強く要請されると国が考えているもの。
- 「～望ましい。」 ----- より一層のプールの安全確保の観点から、各施設の実態に応じて可能な限り記述された事項の遵守が期待されると国が考えているもの。

※「排(環)水口」とは ----- 「プール水を排水・循環ろ過するための吸込み口」

プール水の排水口及び循環ろ過のための取水口(吸水口)をいう。また、起流、造波、ウォーターライダーまたは他のプールへ循環供給するためのプール水の取水口も含む。

循環ろ過方式の排(環)水口は排水と取水(吸水)を兼用する場合が多く、通常、ポンプで水を取り込む取水口(吸水口)は箱形の柵がプールの床や壁に取り付けられ、格子状の蓋(又は金網)(以下、「排(環)水口の蓋等」又は「蓋等」という。)がネジ、ボルト等によって固定されており、柵の中にポンプへの配管がある。この他に循環ろ過方式では、ろ過したプール水を戻すろ過吐出口等がある。

本指針で用いる「排(環)水口」はこれまで使用されている排水口、返還水口、循環排水口、吸込み口、吸水口、取水口等を同義語として扱い、これらの管の取り付け口と箱型の柵を一体として定義している。



第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

1-1 本指針の位置づけ

プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

(解説)

- ・本指針は、プールの設置管理者に対して、排(環)水口による吸い込み事故を含むプール利用者をめぐる事故を未然に防ぎ、プール利用者の安全を確保するために配慮すべき基本的事項を示したものである。
- ・本指針は、プールの安全確保について、設置管理者が取り組むべき事項を示したものであるが、これらの業務を外部に委託(請負を含む)する場合には、受託者(請負者を含む)に対し同様の対応を求めるものであり、設置管理者は受託者の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・本指針は、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び(財)日本体育施設協会、(社)日本公園緑地協会で構成する「プールの安全標準指針(仮称)策定委員会」における検討を経て、文部科学省及び国土交通省により、プールの設置及び管理に関する技術的助言としてとりまとめたものである。
- ・本指針については、プールの利用実態や施設の性能向上等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

※「設置管理者」

プールの所有者(所有者以外にプールの全部の管理について権原を有するものがあるときは当該権原を有するもの)をいい、通常、地方公共団体への手続きでは、開設者、設置者、経営者等をいう。

1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）

本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置するプール施設及び既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。

(解説)

- ・本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置する、もしくは既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設としてのプール、社会体育施設としてのプール及び都市公園における公園施設としてのプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや、スイミングスクールや民間レクリエーション施設のプール等の民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。
- ・国の機関等における訓練用プール等、特定の用途に限定されるプールについては本指針の適用範囲として想定されていない。(ただし、これらのプールを一般に開放する場合を除く。) なお、これらのプール及び水遊び用プールなど遊泳利用に供することを目的としないプールにおいても、本指針の主旨を適宜踏まえた安全管理等を実施することが望ましい。

第2章 プールの安全利用のための施設基準

2-1 プール全体

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。

(解説)

(1)救命具

- ・プールサイド等に担架等の救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくことが必要である。なお、AED（自動体外式除細動器）についても、救護室、医療室等適当な場所に配備することが望ましい。

(2)プールサイド、通路等

- ・プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ、利用者等を考慮して、十分な広さを有することが必要である。
- ・プールサイドの舗装材の選定にあたっては、水に濡れた状態でも滑りにくい素材とする必要があり、素足で歩くことから粗い表面のものは避けることが必要である。
- ・幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分することが望ましい。

(3)監視室

- ・監視員を統括管理し、監視体制の充実を図るためには監視室を設置することが望ましい。監視室は緊急時の指令室の役割を果たすとともに、場内アナウンスや監視員の休憩所としても機能するものであり、設置にあたっては、プールの安全確保、事故防止、遊泳者指導等のため、できるだけプールに近く、プールの水域全体が見渡せる場所に、前面を開放またはガラス張り等とした監視室を設けることが望ましい。なお、プールが大規模で、監視室を水域全体を見渡す場所に設置できない場合は、監視台を充実させるなどにより監視室の機能を補完する措置を講じることが望ましい。
- ・監視室に電話や緊急時の連絡先一覧表（2 か所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等）、従事者の役割分担表等を備えることが望ましい。

(4)救護室、医務室

- ・プール利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設けることが望ましい。救護室、医務室等には、緊急時に直ちに対処できるよう、救命具、救急医薬品等を備えるとともに、ベッド、救急医療設備等を備え、床は耐水性とし、換気を十分できるようにすることが望ましい。

(5) 放送設備

- ・ プールを安全に管理するためには、プール利用者に対する危険発生等を周知させるための手段を確保することが必要である。
- ・ 施設の規模等に応じて、放送設備を監視室に併設して設置することが望ましい。
- ・ 監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましい。

(6) 看板・標識類

- ・ プールを安全に管理するためには利用者への適切な注意や警告も必要であり、適切な看板や標識類を設置することが望ましい。
- ・ 利用に関する看板・標識類は、施設の入り口付近で目に付く位置に設置することが望ましい。
- ・ 排(環)水口部を示す標識、排(環)水口に触れることや飛び込むこと、プールサイドを走ること等を禁止する警告看板等は、入場者全員の目に付く場所（プールの入り口部とプールサイド等）に2箇所以上設置することが望ましい。

2-2 排(環)水口

吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

排(環)水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分な配慮が必要である。

(解説)

(1) 安全確保の基本的な考え方

- ・多くのプールは、循環ろ過設備によって衛生的で安全な水質を維持しているため、取水口及びポンプへの配管は必須であることから、清掃及び点検の際の不注意等による吸い込み事故の防止はもちろん、子どもがいたずらしようとしても事故が発生しないよう十分な安全対策を施すことが必要である。
- ・施設面からの安全対策としては、排(環)水口に二重構造の安全対策を施すことが必要である。また、不備がある場合は必要な改修が終了するまで利用を停止することが必要である。

(2) 二重構造の安全対策

- ・排(環)水口の吸い込み事故を防止するため、原則として排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置するなど、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

[参考-1 排(環)水口の安全確保のための改善の一例]

[参考-2 配管取り付け口の吸い込み防止金具の一例]

- ・ただし、排(環)水口が多数あり、かつ1つの排(環)水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと(幼児であっても確実かつ容易に離れることができること)が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない。

(3) 仕様、工法への配慮

- ・蓋等は、重みがあっても水中では浮力により軽くなることや、子どもが数人で動かしたと考えられる事故例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要である。また、蓋等は利用者の接触やプール水の環流等による振動等により、それらを固定しているネジ、ボルト等にゆるみが生じることもあるため、ゆるみを生じにくい留め方とすることが望ましい。
- ・蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等が金属の場合は、腐蝕しにくく、かつ利用者の接触等による他の事故の要因とならないよう、用いる材料や工法にも十分に配

慮することが必要である。

- ・ 蓋等の穴や隙間は、吸い込みや吸い付き事故を防止するため、子どもが手足を引き込まれないような大きさとするとともに、指が蓋の穴等に挟まれる事故を防止するため、幼児や児童の指等が挟まりにくい仕様に配慮することが必要である。
- ・ 配管の取り付け口がプール駆体に直接開口している場合は、柵を設置した上で吸い込み防止措置を講じる等、二重構造の安全対策を講じる必要がある。
- ・ 柵を設置しても蓋等の上部の流速が強い場合は、排(環)水口を複数設置することが望ましい。
- ・ 配管の取り付け口がプール駆体に直接開口し、かつ、排(還)水口が身体の一部で覆うことができるような小さいサイズの場合でも、身体が吸い付いて水中で離脱できなくなる可能性があるため、吸い付きを防止するため、排(還)水口を複数設置する等の配慮が必要である。
- ・ また、異常発生時にポンプを緊急停止させるための停止ボタン、吸い付きによる事故時に配管内の圧力を抜くための装置を、監視員が常時待機しているプールサイドや監視室等に設置することが望ましい。
- ・ なお、吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定することが必要である。

第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-1 安全管理上の重要事項

プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要である。

管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視員等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要である。

(解説)

- ・プールの安全を確保し、事故を防止するためには、施設のハード面とともに、点検、監視等を日々確実にを行うといったソフト面の充実が不可欠である。
- ・特に、排(環)水口の吸い込み事故対策としては、ハード面では排(環)水口の蓋等の固定や配管の取り付け口の吸い込み防止金具の設置等の安全対策が必要であり、ソフト面では安全対策が確実に確保されているかのプール使用期間前後の点検、日常の点検・監視による安全確認、異常が発見されたときに迅速かつ適切な措置が実施されるような管理体制を整備しておくこと等が必要である。
- ・なお、福祉施設等のプール（一般開放する場合を除く。）で、当該施設の職員が監視員として機能する場合においても、本指針で示す安全管理上の配慮事項を踏まえて、安全管理等を実施することが望ましい。

福祉施設等の例：リハビリテーション施設、知的障害者施設、児童自立支援施設、国立健康・栄養研究所、保育所

- ・事故を未然に防ぐための安全管理を徹底するためには、
 - 管理体制の整備
 - プール使用期間前後の点検
 - 日常の点検及び監視
 - 緊急時への対応
 - 監視員等の教育・訓練
 - 利用者への情報提供

が重要と考えられ、次節以下にそれぞれの内容を示す。

3-2 管理体制の整備

プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を明確にすることが必要である。

また、業務内容を管理マニュアルとして整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者は、適切かつ円滑な安全管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えることが必要である。
- ・設置管理者は、管理業務を委託（請負も含む）する場合、プール使用期間前の点検作業に立ち合うことや、使用期間中の業務の履行状況の検査等、受託者（請負者を含む）の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員の役割分担と、選任の基準は以下のとおりとする。なお、当該施設の規模等によりそれぞれの役割を重複して担う場合もある。

●管理責任者

プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネジメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする必要がある。これらに関する資格を取得していることが望ましい。

●衛生管理者

プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者は、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたるが、管理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理にあたる必要がある。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする必要がある。

●監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。

[参考-3 プール監視員の主な業務の一例] 参照

選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするこ

とが望ましい。

●救護員

プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。

選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保することが必要である。なお、救急救護に関する資格を取得した者とするのが望ましい。

- ・設置管理者は業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。
- ・学校のプール施設においても、上記の趣旨を踏まえ、組織や利用の実態に応じて適切な管理組織体制を整えることに留意することが必要である。

[参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例] 参照

3-3 プール使用期間前後の点検

プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要である。

点検チェックシートは、3年以上保管することが必要である。

(解説)

- ・点検チェックシートを作成し、プール使用期間前に施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

[参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例] 参照

- ・特に、重大事故が発生する可能性のある排(環)水口の点検については注意を払い、必要な場合は専門業者による確認、点検及び修理を行うことが必要である。
- ・使用期間前の排(環)水口の点検は、
 - 蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されているか。(針金による固定、蓋の重量のみによる固定は不可)
 - 蓋等やそれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないか。
 - 配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられているか。について行うことが必要である。
- ・清掃や点検のため排(環)水口の蓋等はずす場合は、ポンプが停止していることや、水が完全に抜けたことを確認してから行い、作業後、ネジ、ボルト等で正常な位置に固定しておくことが必要である。
- ・蓋等の変形、それらを固定しているネジ、ボルト等の破損、欠落等があった場合は、直ちに修理、交換を行い、安全な状態に整備しておくことが必要である。
- ・使用期間中にネジ、ボルト等が破損、欠落するといった場合に備え、ネジ、ボルト等の予備及び必要な工具を用意しておくことが望ましい。
- ・設置管理者は点検チェックシートを3年以上保管することが必要である。また、点検時には過去の点検結果との照合等を行うことが望ましい。
- ・点検チェックシートには、排(環)水口の所在を明示したプールの見取図の写しを添付し、保存することが望ましい。

- ・使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して次の使用に備えることが望ましい。
- ・通年使用するプールについては、上記に準じて1年に1回以上の定期的な点検を行うことが必要である。
- ・なお、吐出口についても、排（環）水口に準じた点検・整備を行う必要がある。

3-4 日常の点検及び監視

毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、特に排(環)水口の蓋等が堅固に固定されていることを点検することが必要である。

また、監視、利用指導及び緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を持って業務にあたらせることが必要である。

(解説)

(1) 施設の点検

- ・点検にあたっては、目視にとどまらず、触診及び打診によって確実にを行うことが必要である。
- ・毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを点検することが必要である。
- ・点検にあたっては、点検チェックシート等を作成し、これを用いて確実に行うことが必要である。点検チェックシートとともに、気温(室温)、水温、利用者数、水質検査結果(プール水の残留塩素濃度等)、施設の安全点検結果等を記載する管理日誌を備え、使用期間中は、管理日誌に毎日の状況等を記載し、これを3年以上保管することが必要である。

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例
(管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)] 参照

- ・施設の安全点検の結果を掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

(2) 監視員及び救護員

- ・遊泳目的で利用するプールにおいては、監視員及び救護員の配置は、施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要である。また、監視員の集中力を持続させるために休憩時間の確保についても考慮することが望ましい。
- ・監視設備(監視台)は、施設の規模、プール槽の形状等により必要に応じて、プール全体が容易に見渡せる位置に相当数を設けることが望ましい。
- ・飛び込み事故、溺水事故、排(環)水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、各施設の設置目的や利用実態等に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員等は違反者に対し適切な指導を行うことが必要である。
- ・なお、監視員には、排(環)水口周辺は重大事故につながる恐れのある危険箇所であること等、事故防止のための知識を十分に認識しておくことが必要である。

3-5 緊急時への対応

施設の異常や事故を発見、察知したときの緊急対応の内容及び連絡体制を整備するとともに、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底しておく必要がある。

施設の異常が発見された場合は、危険箇所に遊泳者を近づけないよう直ちに措置するとともに、プールの使用を中断して当該箇所の修理を行い、修理が完了するまでプールを使用しないことが必要である。特に排(環)水口の異常が発見された場合は、循環または起流ポンプを停止することが必要である。

人身事故が起きた場合は、傷病者の救助・救護を迅速に行うとともに、速やかに消防等の関係機関及び関係者に連絡することが必要である。

(解説)

- ・利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常が発見された場合は、以下の対応をとることが必要である。
 - 危険箇所に遊泳者を近づけない措置をとる
 - 遊泳者を速やかに避難させ、プール使用を中止する
 - プールの使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない
 - 排(環)水口の異常が発見された場合は循環または起流ポンプを停止する
- ・人身事故が起きた場合は、以下の対応をとることが必要である。
 - 傷病者を救助し、安全な場所へ確保する
 - 適切な応急手当を行う
 - 二次災害を防止する上で必要な場合は、遊泳者を速やかにプールサイドに避難させる等の処置を行う
 - 必要に応じて救急車を要請し、緊急対応の内容に従い関係者に連絡する
- ・緊急時の対応を確実にを行うには、従事者に対する就業前の教育・訓練の実施とともに、緊急時の初動心得の掲示、毎日始業終業時に行う全体ミーティングにおける確認等により周知徹底することが必要である。

3-6 監視員等の教育・訓練

プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者（請負者を含む）は、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うことが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は、プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを認識した上で、安全管理に関わる専門的な業務内容を詳細にわたって把握しておくことが必要である。その上で、監視員等の安全管理に携わる全ての従事者に対し、徹底した教育及び訓練を就業前に行っておくことが必要である。
- ・特に、排（環）水口における吸い込み事故を未然に防止するためには、安全管理に携わる全ての従事者がプールの構造を把握し、排(環)水口の蓋等が固定されていない状態などの危険性、ポンプ停止や利用者の避難誘導等の緊急時の対応方法を正しく理解していることが必要である。
- ・教育内容は次の a～d の項目を必ず含むようにし、e については必要に応じて随時実施することが望ましい。
 - a プールの構造及び維持管理
 - b プール施設内での事故防止対策
 - c 事故発生等緊急時の措置と救護
 - d 緊急事態の発生を想定した実地訓練
 - e 日常の業務等において従事者が経験した「ヒヤリとしたこと」、「ハッとしたこと」や「気がかりなこと」、利用者からの苦情等を題材とした事例研究
- ・訓練内容には、飛び込み事故や溺水事故等のほか、排(環)水口における吸い込み事故を想定したものも必ず含むことが必要である。排(環)水口の異常等を察知した監視員等から他の従事者への連絡方法の検討、異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測等を行い、かかる事態が実際に起こった場合に、可能な限り迅速に適切な対応ができるように訓練しておくことが必要である。
- ・なお、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しては、就業前に同様の教育、訓練を行うことが必要である。
- ・特に、夏季のみ使用する施設では、アルバイトの監視員が毎年違う人材となる場合が多いため、教育研修カリキュラム等を準備しておくことが必要である。
- ・プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は教育、訓練の実施にあたり、その記録を作成して3年以上保管することが望ましい。

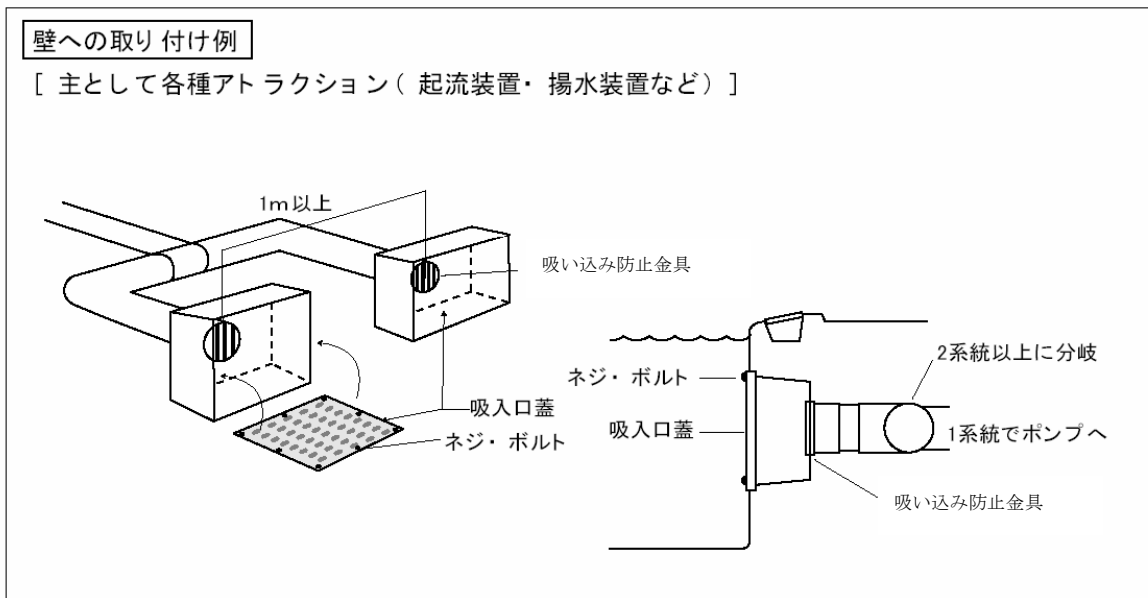
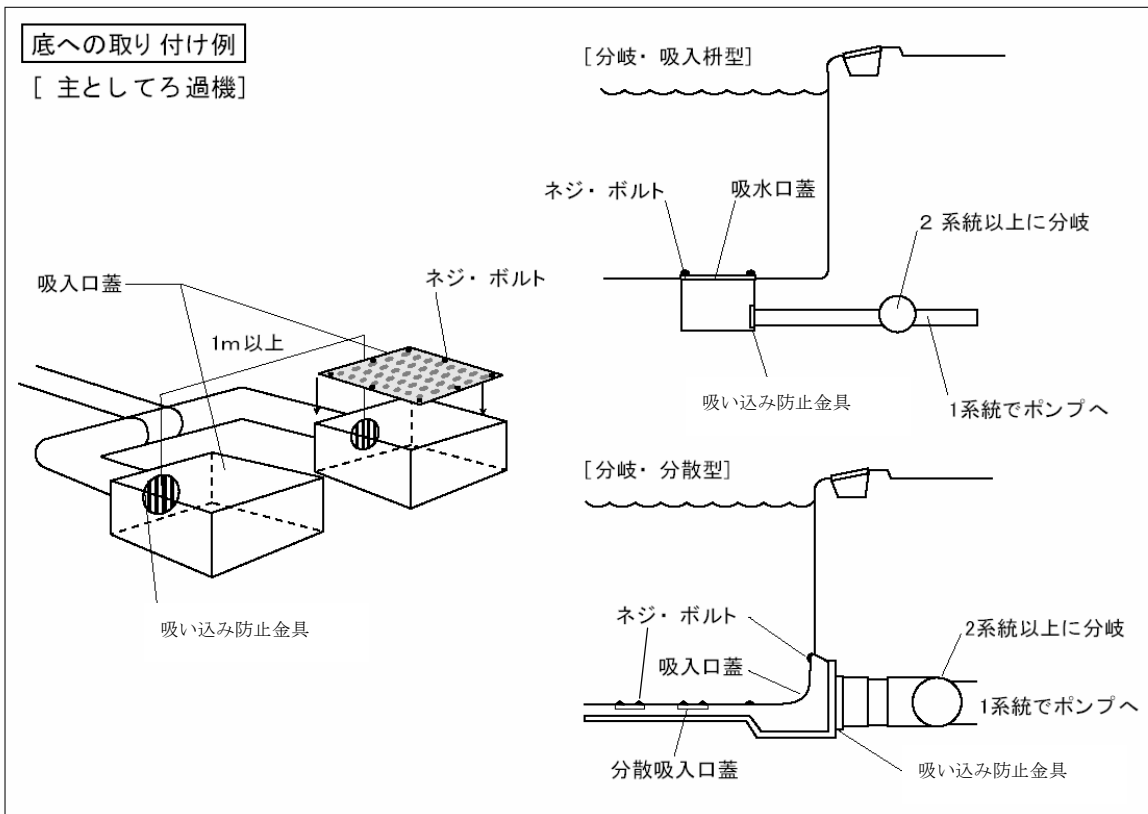
3-7 利用者への情報提供

プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排(環)水口の位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意・禁止事項、毎日の点検結果等を、利用者の見やすい場所に見やすい大きさとで掲示することが望ましい。

(解説)

- ・プールを安全に管理するためには、利用者に注意すべき事項・禁止事項、利用にあたって注意喚起を促す必要がある場所等について、入り口その他、遊泳者の見やすい場所及び注意を払うべき場所に標識、掲示板等を設置することが望ましい。
- ・重大な事故の危険性を有する排(環)水口については、プール利用者がその所在を容易に認識できるよう位置表示を行うとともに、排(環)水口付近で遊ぶと手を挟まれたり吸い込まれたりする危険があることを示すことが望ましい。
- ・位置表示は、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさとで、排(環)水口の位置を示したプール全体の見取図の掲示、及び、排(環)水口付近の壁又は底面その他見やすい箇所に存在の明示を行うことが望ましい。なお、見取図には排(環)水口の存在の明示の方法も記しておくことが望ましい。
- ・表示にあたっては、危険箇所であることが子どもでも正しく理解できるよう、文字とイラストでわかりやすく表示することが望ましい。
- ・使用期間前の点検チェックシート、毎日の点検結果等を、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさとで掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

[参考-7 点検結果掲示の一例] 参照



[参考-2 吸い込み防止金具の一例]

出典) 健康運動施設開発機構



吸い込み防止金具の例



取り付け例

1 業務内容

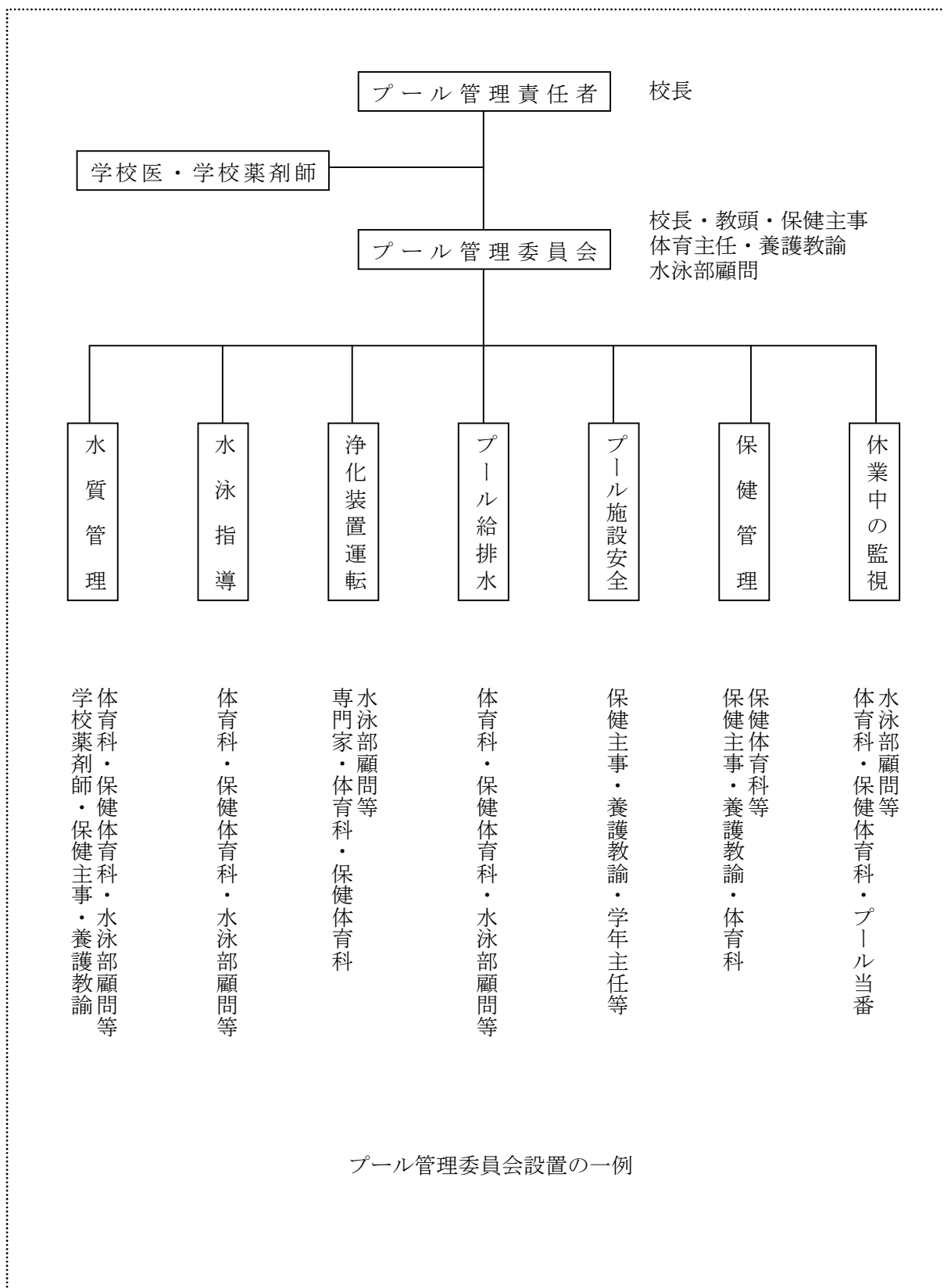
- (1) 入場者の安全確保及び事故防止のため、水面を中心に場内全域において監視を行う。
- (2) 事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理などの業務を行う。
- (3) 利用者の年齢、体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、保護者等の付き添いを求めるなどの指導を行う。(利用者の体格と水深の関係は、概ね立った状態で、肩が水面から出ていることを目安とする。) また、小学校低学年以下の子どもを連れている保護者等に対して、子どもから目を離さないよう注意を促す。
- (4) プール場内での禁止事項・プールごとの留意事項・持ち込みを禁止しているもの等について、決まりを守るよう指導を行う。

2 留意事項

- (1) 監視員は水着を着用していること。
- (2) 水面の監視に当たっては細心の注意を払い、監視業務に全神経を集中すること。
- (3) 危険と思われる行為・危ないと思われる人には、毅然として注意を促すこと。
- (4) 幼児及び小学校低学年の子どもの一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視のもとで遊ぶよう指導すること。
- (5) 監視は目の前だけでなく、顔をあげて広く監視すること。
- (6) 監視台で監視中は、緊急時、救助及び交代時以外、監視台から降りないこと。
- (7) 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは、監視台から降りないこと。
- (8) 交代時には、受持ち監視区域を指差し、異常のないことを確認してから、必要事項の申し送りをして交代すること。また、なるべく速やかに交代を行うこと。
- (9) ローテーション等で施設内を移動するときも常に水面を監視し、事故や異常があった場合は、それらへの対応を優先して行動すること。また、プールサイドにゴミなどが落ちているときは、可能な限り拾い最寄りのゴミ箱などに捨てること。
- (10) 利用者から、置き引き盗難・迷子・痴漢・盗撮、その他事故等の情報があつた場合は、直ちに管理者又は巡回中の従業者に知らせること。
- (11) 監視中はサングラスを着用してよいが、救助時など入水するときは、可能な限りサングラスを外すようにすること。

[参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例]

出典)「学校における水泳事故防止必携」独立行政法人日本スポーツ振興センター



[参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例]

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県をもとに作成

プール施設設備の使用期間前点検表 (例)

施設名			プール名		
点検者			点検日	年 月 日	～ 年 月 日
点検項目	点 検 内 容				点検結果
施設全体	プール全体の施設設備の点検は行ったか				適・否
	プール本体、付属設備等はよく清掃されているか				適・否
プール本体	給排水及び清掃が容易な構造か				適・否
	床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か				適・否
	適当数の水深表示があるか				適・否
プールサイド	滑り止めの構造となっているか				適・否
	利用者に危害を及ぼす異物等がないか				適・否
給水設備	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか				適・否
	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか				適・否
排(環)水口	蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか				適・否
	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか				適・否
消毒設備	薬剤の種類：		薬剤タンクの容量： 0		
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか				適・否
	薬剤の保管場所は適当か				適・否
	薬剤の保管状況は良好か				適・否
浄化設備	浄化設備はよく清掃されているか				適・否
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か				適・否
区画区分	多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか				適・否
更衣室	男女別に区別されているか				適・否
	双方及び外部から見通せない構造か				適・否
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか				適・否
洗浄設備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか				適・否
便所	男女別に、十分な数があるか				適・否
	よく清掃されているか				適・否
	専用の手洗い設備があるか				適・否
換気設備	効果的な換気が行える換気設備があるか				適・否
	故障又は破損のものはないか				適・否
照明設備	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか				適・否
	故障又は破損のものはないか				適・否

点検項目	点検内容	点検結果
くずかご	適当な場所に十分な数を備えてあるか	適・否
資材保管設備	測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか	適・否
採暖室等	採暖室又は採暖槽は、よく清掃されているか	適・否
掲示設備	利用者の注意事項、利用時間、プール全体の見取り図等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさと掲示してあるか	適・否
管理体制	プールの維持管理体制が整備されているか	適・否
	維持管理マニュアルが整備されてあるか	適・否
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制が整備されているか	適・否
管理責任者	管理責任者は、それぞれの役割を確認させているか	適・否
	管理責任者は安全・衛生に関する講習会を受講しているか	適・否
衛生管理者	水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識を有しているか	適・否
監視員	監視員としての業務が遂行できるか	適・否
	十分な数の監視員が確保されているか	適・否
	腕章、帽子等で利用者が容易に認識できる措置がなされているか	適・否
救護員	救急救護訓練を受講しているか	適・否
	緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置されているか	適・否
従業者に対する 研修、訓練	研修は行ったか	適・否
	訓練は行ったか	適・否
排(環)水口の 表示等	排(環)水口の位置をプール全体の見取り図に明示し、提示してあるか	適・否
	排(環)水口は吸排水口付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか	適・否
	プール全体の見取り図に排(環)水口の明示方法を明記してあるか	適・否
監視所等	監視所はその機能を十分に発揮できる位置に設けてあるか	適・否
	監視台はプール全体を容易に見渡せる位置に相当数を設けてあるか	適・否
管理日誌	備えてあるか	適・否
	3年間保管してあるか	適・否
救命救護器具等 の配置	救命具(浮輪等)は、プールサイド等に適切に備えてあるか	適・否
	救護室等には、ベッド、担架、救急薬品等が備えてあり、いつでも使用できる状態になっているか	適・否
	監視所に、電話、緊急時の連絡先一覧表等が備えてあるか	適・否

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例 (管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)]

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県

プール管理日誌 (例)

責任者	作成者												年 月 日 曜 天 候					
	AM	7	8	9	10	11	12	PM	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
使用時間 ←→																		
点検時間 —																		
入場者人員																		
気 温 (室 温)																		
水 温																		
遊離塩素 濃度測定値																		
安全点検(記名)																		
堅固に固定																		
腐食欠落等																		
目視触診打診																		
監 視 員																		
救 護 員																		
救急救護用具																		
*上段の安全点検欄は記入した者の氏名を記入。項目欄は○×等のチェック記号や点検者名など、記入方法を決めて記入。																		
摘 要 (施設設備の 状況、特記 事項等)																		

<p style="text-align: center;">当プールをご利用の皆さまへ</p> <p style="text-align: center;">当プールは、次の事項について<u>毎日点検</u>を行い、 施設の安全を確認しています。</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇月〇〇日 プール管理者 〇〇〇〇 (連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)</p>		
区分	点検項目	点検結果
施設関係	排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で堅固に固定され、配管口に吸い込み防止金具が取り付けられているか	(例) 蓋等が堅固に固定され、吸い込み防止金具が取り付けられている。 など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)
管理運営関係	監視員が適切に配置されているか	(例) 適切に配置されている など
	監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか	(例) 十分指導を行っている など
	救命救護器具等は適切に配置され、直ちに使用できるか	(例) 適切に配置され、直ちに使用できる など
	その他管理者が重要と考える項目	(適宜記載)

5 教高第 1 8 5 号
5 教特第 7 6 号
5 教体第 1 1 2 号
令和 5 年 5 月 1 9 日

各県立学校長 様

高校教育課長
(公印省略)
特別支援教育課長
(公印省略)
体育保健課長
(公印省略)

熱中症事故の防止について (依頼)

標記のことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長及び文部科学省初等中等教育局教育課程課長から別添(写)のとおり依頼がありました。

つきましては、貴校において、「熱中症警戒アラート」等の情報や、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を活用し、熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、令和 4 年 7 月 2 5 日付け 4 教体第 2 0 1 号で通知いたしました「運動部活動時における熱中症対策ガイドライン」や環境省ホームページ、参考資料等を参考として熱中症事故防止に必要な事項の理解及び周知をお願いいたします。

【問い合わせ先】

高校教育課 キャリア教育班 担当：榮岩祐介
【TEL】095-894-3355
【Mail】y.haeiwa@pref.nagasaki.lg.jp

特別支援教育課 企画班 担当：酒井美香
【TEL】095-894-3402
【Mail】sakaimika@pref.nagasaki.lg.jp

体育保健課 学校体育班 担当：皆良田憲明
【TEL】095-894-3393
【Mail】n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp

学校教育活動等における熱中症事故の防止について留意点をまとめましたので通知します。熱中症はそれほど高くない気温（25～30℃）の時期からも発生しうることを踏まえ、児童生徒等の健康被害を防ぐために適切な対応をお願いします。



5 教参学第6号
令和5年4月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
専修学校を置く各国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
安里 賀奈子

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長

常盤木 祐一

学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいているところですが、令和4年度には、学校の管理下において、3,142件を超える熱中症事故が発生しています。昨今の気温変化や熱中症の発生状況等を踏まえると、児童生徒等の健康被害を防ぐためには、それほど高くない気温（25～30℃）の時期から適切な措置を講ずることや、暑さ指数（WBGT）等を活用して熱中症の危険性を適切に判断すること等が重要です。

今年度は、昨年度に比べ様々な活動が幅広く展開されることが見込まれます。今般、改めて各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点をまとめましたので、熱中症事故の防止について適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、学校設置者等から相談があった時に対応いただけるよう、公益社団法人日本医師会へも情報共有していることを申し添えます。

また、現在開かれている第211回通常国会において、熱中症対策の強化等を目的とした「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部

を改正する法律」が令和5年4月28日に成立しました（施行は公布の日から1年以内で政令で定める日（熱中症対策実行計画に関する規定を除く））。

同法を踏まえた更なる熱中症対策については、今後改めてお知らせします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 熱中症事故を防止するための環境の整備等について

熱中症には命に係わる危険がありますが、適切な環境整備等を行うことで予防が可能です。以下のような点に留意のうえ、児童生徒等の熱中症予防に努めていただくようお願いいたします。

- ・ 活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。
- ・ 活動中や活動終了後に水分や塩分の補給を行うこと。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであるが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず早期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずること。
- ・ 学校施設の空調整備については順次進められているところであり、こうした設備を有効活用していただくとともに、普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられることを踏まえ、活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」（令和2年3月）を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、

置き去り事故を防止すること。その際、ヒューマンエラーの防止を補完するものとして、国において令和4年度第2次補正予算において送迎用バスへの安全装置の導入支援を実施しているところであり、可能な限り6月末までに安全装置の導入を完了すること。併せて、安全装置の整備がなされるまでの間についても、置き去り事故の防止を徹底する観点からチェックシートを送迎用バスに備え付け活用する等、万全を期すこと。

- なお、学校におけるマスクの着用については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において、「学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本」、「幼児については、マスクの着用を求めない」等としていることから、熱中症対策の観点も踏まえ、適切な対応を行うこと。

2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識としておくことが有効であり、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）を用いることが考えられます。

暑さ指数については、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認することができます。また、同サイトでは、環境省・気象庁による熱中症警戒アラート（熱中症の危険性が極めて高くなると予測される際（暑さ指数が33を超える場合）に、国民に対し危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報。令和5年度は4月26日より開始）も確認することができます。

また、環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和3年5月に共同で作成しています。

これらの情報等を活用し、各種活動の実施等に関して適切に判断していただくようお願いします。

3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。

以下のような点をはじめとして、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）も参考にしつつ、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いします。

- 暑い日には帽子を着用すること、薄着になること
- 運動するときはこまめに水分を補給し休憩をとること
- 運動前に自分の体調を確認すること
- 児童生徒等同士で互いに水分補給の声掛け等を行うこと、体調不良を感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること

4. 夏季における休業日等の取り扱いについて

夏季における休業日等については、参考資料2の関連規定を踏まえ、次の(1)及び(2)を参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

- (1) 各設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。

その際、本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

【参考】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」（令和4年3月改訂 環境省）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- ・令和5年度「熱中症警戒アラート」の運用開始について
https://www.env.go.jp/press/press_01497.html
- ・気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の閣議決定について
https://www.env.go.jp/press/press_01231.html

○文部科学省

- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=49>
- ・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成について
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm
- ・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm
- ・こどもの安心・安全対策支援事業（送迎用バス改修支援等）
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/torikumi/kodomoanzen/kodomotaisakugaiyou2.pdf>
- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防（学校等での事故防止対策集）
https://www.jpnssport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx

【担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2986

受付

- 5. 5. 1

体育保健課

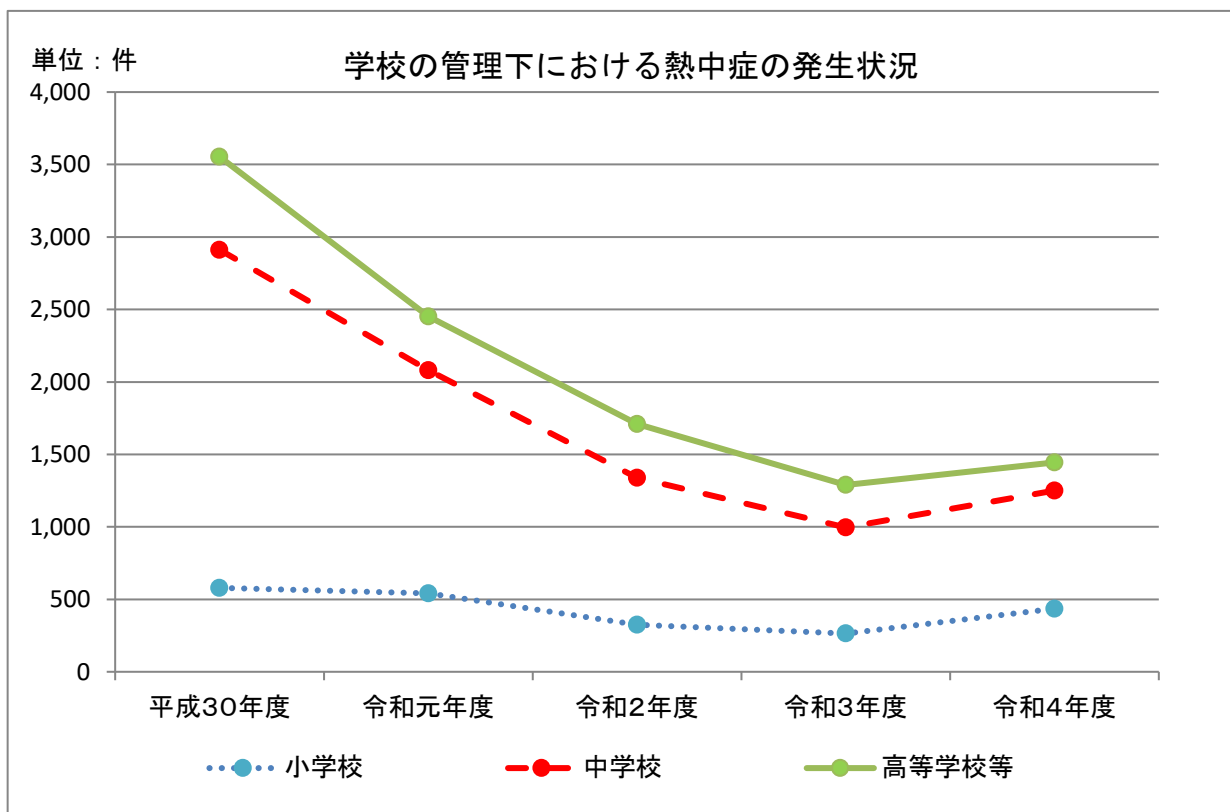
参考資料1

学校の管理下における熱中症の発生状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	17	13	9	13	12
小学校	579	541	324	264	436
中学校	2,912	2,081	1,338	996	1,250
高等学校等	3,554	2,452	1,709	1,289	1,444
計	7,062	5,087	3,380	2,562	3,142

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は、学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(令和4年度は速報値)



関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

5 教高 3 4 7 号
5 教特第 1 4 7 号
5 教体第 2 0 7 号
令和 5 年 7 月 1 9 日

各県立学校長 様

高校教育課長
(公印省略)
特別支援教育課長
(公印省略)
体育保健課長
(公印省略)

熱中症対策の更なる強化について(依頼)

標記のことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添(写)のとおり依頼がありました。

熱中症対策の一層の強化を図るため、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」(以下「改正気候変動適応法」という。)が令和 5 年 4 月 2 8 日に成立し、令和 5 年 5 月 1 2 日に公布されております。

つきましては、貴校において、「改正気候変動適応法」の概要(参考 1)および「熱中症対策実行計画について」(参考 2)、「組織体制の構築に係る先進事例」(参考 3)、「熱中症予防強化キャンペーンについて」(参考 4)を活用し、熱中症対策を一層強化するよう指導をお願いします。

なお、下記の事項に十分留意の上、引き続き、熱中症事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 熱中症は「命に関わる重大な問題」であり、熱中症による重症や死亡事故は絶対に防がなくてはならないこと。
- 熱射病は特に死亡率が高いため、熱射病が疑われる場合には、救急車を要請し、速やかに冷却処置を開始すること。
- 「長崎県運動部活動時における熱中症対策ガイドライン」(令和 4 年 7 月 2 5 日付 4 教体第 2 0 1 号)に基づき、部活動開始前には、暑さ指数(WBGT)を確認し、「熱中症予防運動指針」をもとにして、活動の可否や活動内容について十分に検討すること。
- 熱中症を疑う症状が見られる場合は、一人で判断せずに、教職員等の応援を依頼すること。
- 熱中症を疑う症状の児童生徒について、症状改善の言動があっても、その後症状が急変する事例があるため、経過観察を行い、必ず保護者へ引き渡すこと。

【問い合わせ先】

高校教育課 キャリア教育班 担当：榮岩祐介
【TEL】095-894-3355
【Mail】y.haeiwa@pref.nagasaki.lg.jp

特別支援教育課 企画班 担当：酒井美香
【TEL】095-894-3402
【Mail】sakaimika@pref.nagasaki.lg.jp

体育保健課 学校体育班 担当：皆良田憲明
【TEL】095-894-3393
【Mail】n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp

政府においては今夏の熱中症予防強化キャンペーンとして、各府省庁の関係機関等における更なる熱中症対策等について広く呼びかけを行うこととしています。今年4月に成立した熱中症対策の強化を図る改正気候変動適応法の概要についても併せてお知らせしますので、御留意のうえ、引き続き各学校等における熱中症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

事 務 連 絡

令和5年6月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

内閣官房孤独・孤立対策担当室
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）
こども家庭庁成育局安全対策課
消防庁救急企画室
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
スポーツ庁健康スポーツ課
厚生労働省健康局健康課
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
農林水産省農産局農産政策部
技術普及課生産資材対策室
経済産業省大臣官房総務課
危機管理・災害対策室
国土交通省総合政策局環境政策課
観光庁旅行業務適正化指導室
気象庁大気海洋部業務課
環境省大臣官房環境保健部環境安全課
環境省地球環境局総務課
気候変動適応室

熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

熱中症については、気候変動の影響により、国内の死亡者数は増加傾向が続いており、近年では年間1,000人を超える年が頻発しています。また、地球温暖化が進行すれば、極端な高温リスクも増加することが見込まれ、熱中症による被害が更に拡大するおそれがあり、熱中症対策の強化は急務となっています。こうした背景を踏まえ、政府は、熱中症対策の一層の強化を図るため、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」（以下「改正気候変動適応法」という。）を第211回国会に提出し、令和5年4月28日に成立したところです（令和5年5月12日公布）。

熱中症対策を強化するためには、住民への声かけといった直接的な働きかけや対策が有効であり、地方公共団体をはじめ地域の取組が極めて重要です。改正気候変動適応法では、各地方公共団体を含めた地域における熱中症対策強化のための規定が盛り込まれています。また、併せて、今後の政府における計画として「熱中症対策実行計画」を取りまとめたところです（令和5年5月30日閣議決定）。

改正気候変動適応法の全面施行は令和6年春頃としているところですが、各地方公共団体におかれましては、同法の施行に向けた準備に当たり、下記に御留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 改正気候変動適応法の概要等

改正気候変動適応法の背景・概要、施行日及び同法に基づく熱中症対策実行計画の概要は（1）から（3）です。その趣旨・目的に御理解いただき域内における熱中症対策の強化を推進していただきますようお願いいたします。

（1）改正気候変動適応法の背景・概要について

- これまで、関係府省庁や地方公共団体等において熱中症対策の普及啓発等に取り組ん

できましたが、熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、近年は、年間1,000人を超える年が頻発しています。

- 「熱中症警戒アラート」（本格実施は令和3年から）の運用も開始されていますが、熱中症予防の必要性はいまだ国民には十分に浸透していません。今後、地球温暖化が進めば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれる中、より積極的な熱中症対策を進める必要があります。
- こうした背景を踏まえ、改正気候変動適応法が制定され、同法においては、熱中症対策実行計画の策定、熱中症特別警戒情報の発表、指定暑熱避難施設・熱中症対策普及団体の指定等の新たな制度が創設されました（参考1参照）。これらに関する地方公共団体に係る主な事務は次の通りです。

【熱中症特別警戒情報の発表に関する事務】※改正後の気候変動適応法第19条

- ▶ 都道府県知事は、環境大臣から熱中症特別警戒情報の通知を受けたときは、市区町村長にその旨を通知しなければならない。
- ▶ 市区町村長は当該通知に係る事項を住民等へ伝達しなければならない。

【指定暑熱避難施設の指定に関する事務】※改正後の気候変動適応法第21条

- ▶ 市区町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市区町村内の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設として指定することができる。
- ▶ 市区町村長は、指定暑熱避難施設を指定したとき等においては、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日及び受入れ可能人数を公表しなければならない。

【熱中症対策普及団体の指定に関する事務】※改正後の気候変動適応法第23条

- ▶ 市区町村長は、NPO法人等の民間団体であって、熱中症対策について住民等へ普及啓発や必要な助言を行う者を、熱中症対策普及団体として指定することができる。

(2) 改正気候変動適応法の施行について

○施行日

- ・熱中症対策実行計画に関する規定：令和5年6月1日施行
- ・全面施行（※）：令和6年春頃

※熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設、熱中症対策普及団体等に関する規定

○施行までの今後の予定

- ・6月以降 熱中症対策推進検討会等での基準検討（熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設等に関する基準（環境省令事項）の検討）
- ・秋頃 改正気候変動適応法等に関する説明会の開催
- ・秋以降 熱中症警戒情報等の基準に関する環境省令の公布

(3) 熱中症対策実行計画の策定について

政府においては令和5年5月30日、熱中症による死亡者を現状から半減するとの目標や地方公共団体、事業者等の基本的役割等を規定した熱中症対策実行計画を取りまとめました。本計画では、地方公共団体や地域の関係主体における対策について盛り込んでいます（詳細は以下2（2）及び参考2参照）。

2. 地方公共団体における庁内体制・連携強化等

（1）熱中症対策強化のための庁内体制の確立

- 地球温暖化の進行に伴い、極端な高温等が起こる頻度と強度が増加すると予測される中、海外では高緯度地域においても熱波が発生し、甚大な健康被害が発生していることや、熱中症は住民の健康と命に関わるものであり、地域ごとの取組の偏在をなくす必要があることから、寒冷地を含む全ての地域において熱中症対策の強化が求められています。
- 熱中症対策を強化していくためには、住民への直接的な働きかけ等が有効です。こうした取組の推進に当たっては、地方公共団体等地域の主体の関与が必要であることから、熱中症対策実行計画の中で、地方公共団体の基本的役割を定めました（熱中症対策実行計画第1章3（2）「地方公共団体の基本的役割」）。
- 各地域の対策を強化するためには、地方公共団体における庁内体制の整備が必要です。熱中症対策は地方公共団体内の多くの関係部署にまたがることから、首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、連携・協力する庁内体制の整備が不可欠です。組織の在り方等は地方公共団体それぞれ状況が異なりますが、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設、熱中症対策普及団体等に関する新たな制度を有効に機能させるため、各地方公共団体の実情を踏まえ、庁内の取りまとめの部局を定める等、関係部局がそれぞれ主体的かつ積極的に情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めていただくようお願いします（参考3参照）。

（2）全ての関係部局の取組の推進

- 地域における熱中症対策は、一部の部局のみならず、地方公共団体内の多くの部局が連携して対策を進めていくことが必要です。熱中症対策実行計画においては、関係部局に関する事項を以下のように盛り込んでいるところです。
 - ・ 高齢者等の熱中症弱者への対策として、福祉等関係団体や孤独・孤立対策に取り組む関係団体による呼びかけ（孤独・孤立対策、高齢者福祉関係）
 - ・ 災害時の避難所等における熱中症対策（防災関係）
 - ・ 保育園、幼稚園等での対策（こども・保育、教育関係）
 - ・ 熱中症による救急搬送人員に関する事項（消防関係）
 - ・ 学校における熱中症対策（教育関係）
 - ・ スポーツ時における熱中症対策（スポーツ関係）
 - ・ 熱中症診療等に関する事項（保健医療関係）
 - ・ 熱中症普及啓発等に関する事項（福祉、環境関係）

- ・労働者に関する熱中症対策（労働関係）
- ・農業者に関する熱中症対策（農業関係）
- ・産業界との連携に関する事項（産業関係）
- ・建設業界、まちづくりに関する事項（建設関係）
- ・観光に関する事項（観光関係）
- ・気候変動適応に関する事項（環境関係）

（3）改正気候変動適応法の全面施行に向けた準備

- 上記1（1）に記載した熱中症警戒情報等については、令和6年春頃に全面施行を予定しているところであり、当該事務の施行に当たっては、各地方公共団体において、事前の準備が必要となります。
- 熱中症特別警戒情報については、都道府県や市区町村は、それぞれ通知や伝達を行うこととなるため、庁内の体制整備が必要です。また、指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体については「指定できる」とする任意の制度ですが、地域の熱中症対策の強化のために効果的な制度であるため、指定に向けた検討や準備を進めていただきたいと思います。
- 熱中症特別警戒情報等の新たな制度への対応については、来年の全面施行に向け、現在、政府において専門家からなる熱中症対策推進検討会にて検討中です。詳細は、今後、随時情報共有を行っていく予定ですが、各地方公共団体におかれましては、改正気候変動適応法の全面施行に向けて、当該新たな事務の対応に向けた準備の検討を進めていただくようお願いいたします。

3. 熱中症予防強化キャンペーンへの協力願い

- 政府は、熱中症対策実行計画に記載のとおり、効果的な普及啓発の実施として、関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施することとしています（令和5年は5月末から実施）。
- 本年も、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行っておりますので、各地方公共団体におかれましても御協力をお願いします。
- 具体的には、夏本番に備え、暑さに体を慣れさせる暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ、梅雨明け後は特に熱中症のリスクが高いこと等について、既に配布しているポスターや関係府省庁にて作成したリーフレットを活用いただく等、地方公共団体においても住民（特に高齢者等熱中症弱者）に対し、熱中症予防行動等の呼びかけをお願いします（参考4参照）。

4. 気候変動適応計画の一部変更

今般、改正気候変動適応法に基づき、熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更を行いました（参考2参照）。

【参考1】改正気候変動適応法の概要

- 政府による熱中症対策実行計画の策定
関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に政府一体となった熱中症対策を推進するため、現在、法律上の位置付けのない政府の熱中症に関する計画を熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ
- 熱中症特別警戒情報の発表及び周知
他の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が講じられるよう、現在、法律上の位置付けのない熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として法律に位置付けるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る極端な高温時に備え、新たに一段上の熱中症特別警戒情報を創設
- 指定暑熱避難施設制度の創設
暑さをしのぐ場を確保し、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するため、公民館等の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設（いわゆるクーリングシェルター）として、市区町村長が新たに指定し、当該指定暑熱避難施設は熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放
- 熱中症対策普及団体の指定
地域の実情に合わせた普及啓発により、高齢者等の熱中症弱者の予防行動を徹底するため、熱中症対策の普及啓発等に取り組むNPO等の民間団体等を熱中症対策普及団体として、市区町村長が新たに指定
- 独立行政法人環境再生保全機構への業務追加
独立行政法人環境再生保全機構の関連業務に熱中症警戒情報等の発表の前提となる情報の整理や分析等の業務及び地域における熱中症対策の推進に関する情報の収集、提供等の業務を追加

参考 URL：「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案の閣議決定について」（令和5年2月28日環境省報道発表）

https://www.env.go.jp/press/press_01231.html

【参考2】 熱中症対策実行計画について（添付資料1）

参考 URL：熱中症対策実行計画及び気候変動適応計画（一部変更）の閣議決定について
（令和5年5月30日環境省報道発表）

https://www.env.go.jp/press/press_01675.html

○熱中症対策実行計画のポイント

- 計画目標：2030年までに熱中症による死亡者数を現状から半減
- 計画期間：おおむね5年間
- 推進体制：環境大臣を議長、関係府省庁の局長級を構成員とする熱中症対策推進会議において施策を推進
- 関係者（国・地方公共団体・事業者・国民）それぞれの役割を明記
- 熱中症対策の具体的施策
 - ・普及啓発・情報提供の強化。政府一体となり、地方公共団体、民間事業者を巻き込んだ熱中症予防強化キャンペーンを実施
 - ・節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけを実施
 - ・高齢者等の熱中症弱者のための対策につき、福祉等関係団体や孤独・孤立対策に取り組む団体との連携により見守り・声かけを強化
 - ・学校や職場、スポーツ、災害発生時等の場での管理者による熱中症対策や、管理者がいないことが多い農作業場等での熱中症対策を強化
 - ・地方公共団体については、
 - 首長のリーダーシップの下で、地方公共団体内の部局の役割を明確にし、連携・協力して、必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。
 - 指定暑熱避難施設や熱中症対策普及団体の指定の働きかけ
 - 熱中症対策の普及啓発等に取り組む NPO 等民間団体を熱中症対策普及団体として指定する等、熱中症弱者に対し見守り・声かけの強化
 - 熱中症対策に係る地方公共団体内における庁内体制整備、事業者との連携、熱中症警戒情報の効果的な活用等について、研修会の実施
 - ・極端な高温発生時の対応としては、熱中症特別警戒情報の指針等を策定し、特別警戒情報の発表・周知と、熱中症弱者の安否確認等の方策につき、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等も参考に検討

○熱中症対策実行計画（地方公共団体に係る主要関連部分抜粋）

はじめに

（略）

極端な高温による大きな被害は既に世界で発生している。令和3年6月にカナダ西部にて49.6℃を記録したほか、令和4年にも欧州各地で熱波が発生し、多くの方が亡くなる等甚大な健康被害が生じた。これらの事例は、高緯度の広い範囲で発生していること、冬季に氷点下を記録するような寒冷地であっても熱波が起こり得ること、広域的に救急医療等の対応能力の限界を超えるおそれがあることを念頭においた熱中症対策が必要なことを示唆している。

（略）

第1章 熱中症対策に関する施策の基本的方向

3. 関係者の基本的役割

（2）地方公共団体の基本的役割

都道府県は、国と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う熱中症対策に関する事務又は業務の実施を助け、広域的な熱中症対策を推進するよう努める。市町村は、国及び都道府県と連携しつつ、熱中症対策のための庁内体制を整備し、その区域における自然的社会的条件に応じ、自主的かつ主体的に熱中症対策を推進するよう努める。また、地域における事業者、住民等の多様な関係者に熱中症に対する理解を醸成し、それぞれの主体による熱中症予防行動の促進を図る。

第2章 熱中症対策の具体的な施策

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

熱中症対策は、住民への呼びかけや極端な高温の発生時における暑さを避ける場の利用促進等、住民への直接的な働きかけや対策が極めて重要である。このような活動を行う主体である地方公共団体等の地域の取組を進めていくため、先進的な取組を共有・活用しつつ、全ての関係組織や機関が連携し、一体となって対策を進める。

この際、改正適応法により、熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報、指定暑熱避難施設及び熱中症対策普及団体等の制度が創設されたことを踏まえ、熱中症警戒情報等の一層の活用を促すとともに、地方公共団体等における暑さを避ける場所の確保や高齢者等の見守り、声かけ等の対策を推進することが重要である。また、全国で熱中症対策を強化し、地域ごとの取組の偏在をなくすよう、環境再生保全機構においては、地域における熱中症対策に関する優良事例を収集、周知等により熱中症対策の底上げを図り、地方公共団体等による地域における熱中症対策の強化を支援していくこととする。

【具体的な施策】

（1）地方公共団体及び地域の関係者における連携した熱中症対策の推進

- 地方公共団体内における熱中症対策を担う全ての部局間の連携が重要であることを踏まえ、首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、連携、協力して必要な対策を実施できるような庁内体制整備を促す。＜関係府省庁＞

（略）

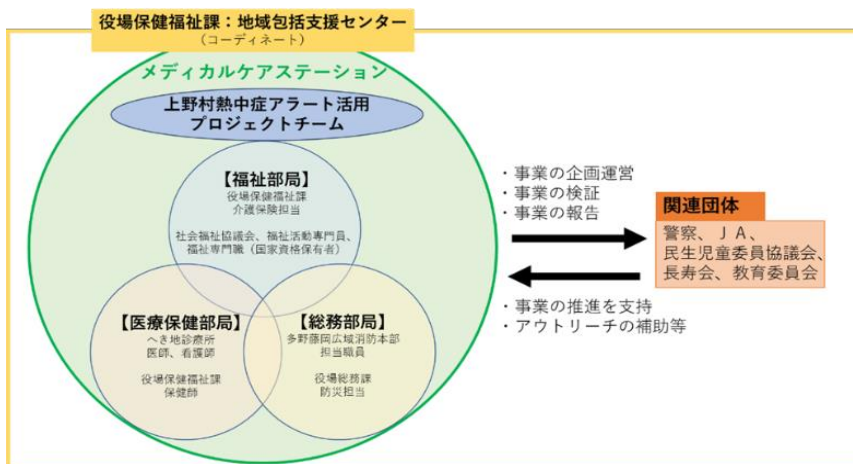
【参考3】組織体制の構築に係る先進事例（「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」抜粋）

※地域における熱中症対策の先進的な取組事例集

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_rma_moe.php

<群馬県上野村>

- ・ 庁内3部局が中心となり、関連団体がフォローする体制を構築。
- ・ 保健福祉課の介護保険担当がリスク評価、データ分析及び社会福祉協議会の活動をフォロー
- ・ 社会福祉協議会の福祉活動専門員や福祉専門職が広報活動、スクリーニングシート記入（訪問ヒアリング）、筋力トレーニング提供、ピンポイント支援を担当
- ・ 保健福祉課の保健師が熱中症予防に資するテレビ番組作成、データ分析、医学的助言
- ・ 総務課の防災担当がデータ提供、村内放送担当



<鳥取県鳥取市>

- ・ 庁内システム（庁内掲示板）で熱中症警戒アラートの発表情報等を各部署に通知。これを受け、各部署より関係機関、関係施設及び住民に対し、熱中症予防についての注意喚起を行う。
- ・ 庁内熱中症対策会議を開催（4月）し、年度中に各課が計画している熱中症対策等の情報共有や、公共施設をはじめとする市内クールシェルターの取組の拡大に向けた連携の強化を行う。
- ・ 市内各公共機関や民間の集客施設の協力によるクールシェルター施設の充実を図り、官民連携による市内全体での熱中症予防啓発に取り組む。
- ・ 熱中症の予防対策を呼びかける啓発動画（市保健師が出演）を作成し、セミナーやサロン等の健康教育の場で活用するほか、観光施設等のデジタルサイネージでの活用、テレビCM放送を行い、各分野における熱中症予防啓発を行う。
- ・ 高齢者等に対しては、地域包括支援センターによる訪問や健康教育等の場での予防対策を図る。モデル事業の取組では、民生委員の協力を得て、独居高齢者に対する温湿度計を活用した声掛け、熱中症予防の行動変容を目指す。

令和5年度 鳥取市熱中症予防対策の推進に係るモデル事業

本市の課題

- 鳥取県の人口10万人当たりの熱中症の搬送者数は、2022年8月は全国平均16,05人に対し、**最多の31,62人**であった。
- 熱中症搬送者数の半数が**高齢者、特に住居内による発症が多い**。
- コロナ禍でクールシェルターの取組が休止、交流の再開にあたって関係機関との連携や新たなPRが必要。

これまでの取組

- 各部署における熱中症予防対策の取組
 - ・熱中症警戒アラート発表時 関係機関、関係施設（住民）、公式LINEや防災無線による熱中症予防の注意喚起
- チラシ、ポスター、市報、ラジオCM等による啓発
- 高齢者世帯へ訪問時熱中症予防の注意喚起を行う
- MAPによるクールシェルターの紹介

取組の更新



■独居高齢者の屋内における熱中症対策

- 室内での熱中症リスクを認識し、リスク低減の行動につなげる
- ①温湿度計とアンケートの活用
温湿度計とアンケートの組合せでリスクを再認識
- ②7日間アンケートの活用で
毎日の習慣付けによる行動変容
- 民生委員等の訪問（声かけ）による注意喚起
- ①民生委員や市保健師等の訪問により、独居の方のリスク把握
- ②直接的な声掛けによる注意喚起

■クールシェルター取組強化

- 新規クールシェルター施設募集
- 新ステッカーの配付
- 利用を促すサービス等記載



■熱中症予防対策啓発動画の作成

高齢者向け・一般の方向けの動画を作成
→セミナーや高齢者のサロン、観光施設等で活用



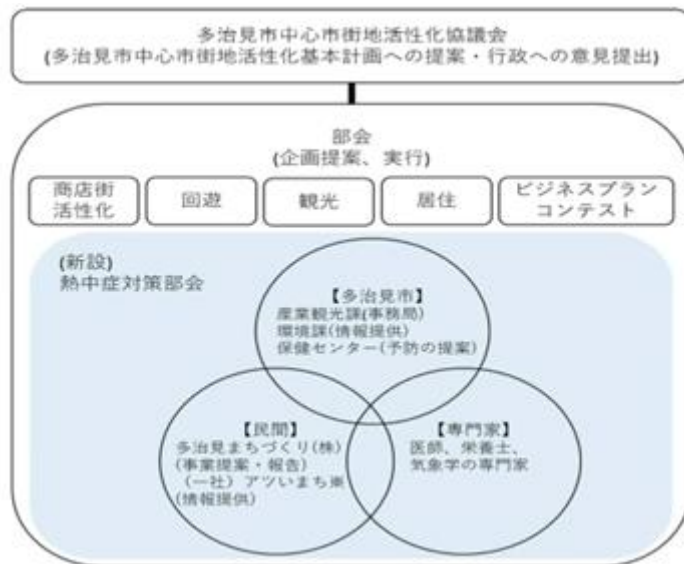
継続に向けた展開

- クールシェルターの取組強化
参加事業者の再募集による事業者との連携、新たな取組の検討
観光関係施設等、庁内連携の再構築

- 高齢者の屋内における熱中症対策
アンケート結果の検証による
民生委員等高齢者支援団体との連携、取組の検討

<岐阜県多治見市>

- ・既存の組織体制を活用し、令和3年度に産業観光課、環境課、保健センター等といった関係部局と多治見まちづくり株式会社による多治見市中心市街地活性化協議会傘下の熱中症対策部会を立ち上げ。
- ・中心市街地を主とした市内の熱中症対策の事業について情報共有や新規事業の立ち上げのための検討会を行い、熱中症予防事業計画の策定及び予算化を実施。



東郷さ日本一の記録を持つ熊谷市（埼玉県）及び浜松市（静岡県）並びに過去に日本一の記録を保持していた四万十市（高知県）、多治見市（岐阜県）及び山形市（山形県）の民間団体で構成

※令和3年度の組織

<神奈川県川崎市>

- 令和4年度までは、環境部局が事務局を務める「気候変動適応ワーキング（WG）」を活用し、その中で適応策の一つである熱中症対策についても、健康福祉部局、消防局をはじめとする関係部局と連携して普及啓発を行うとともに、情報共有、意見交換等を行った。
- 令和5年度は、「気候変動適応 WG」を解消し、新たに「気候変動適応法改正に伴う熱中症対策検討ワーキング（WG）」を立ち上げ、気候変動適応法の改正に伴う熱中症対策（例えば、熱中症特別警戒情報の周知や暑熱避難施設・熱中症対策普及団体の指定）について関係部局と検討を行う予定である。

川崎市環境行政・温暖化対策推進会議（各局局长級）

川崎市環境行政・温暖化対策推進会議幹事会（各局企画課長）

気候変動適応WG（課長級）

環境局（局企画課、◎脱炭素戦略推進室、◎環境総合研究所【気候変動情報センター】）

総務企画局（危機管理本部）

◎：事務局

健康福祉局（保健医療政策部（健康増進担当、感染症対策担当、地域医療担当））

建設緑政局（局企画課、みどり・多摩川協働推進課、道路整備課、施設維持課、河川課）

7区役所（区企画課）

上下水道局（経営戦略・危機管理室）

消防局（救急課）

教育委員会事務局（教育政策室）

【参考4】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual

- ・熱中症予防行動／ポスター
- ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
- ・熱中症が増えています／リーフレット
- ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
- ・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>

- ・熱中症予防啓発ポスター
- ・予防啓発ビデオ
- ・熱中症対策リーフレット
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/enzen/nechu.html

- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

5 教体第 2 2 0 号
令和 5 年 8 月 2 日

各県立学校長 様

体育保健課長
(公印省略)

事件・事故情報の共有・注意喚起について（依頼）

標記のことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、スポーツ庁地域スポーツ課から別添（写）のとおり連絡がありました。

つきましては、令和 5 年 5 月 1 9 日付け 5 教義第 1 4 5 号・5 教体第 1 1 2 号及び令和 5 年 7 月 1 9 日付け 5 教義第 2 9 3 号・5 教体第 2 0 7 号で熱中症対策の指導をお願いしているところですが、貴校において、判断基準に則り各種活動の中止・短縮、計画の変更を行うなど、熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるよう、引き続き指導をお願いします。

記

再発防止のための留意事項

【令和 5 年 4 月 28 日付け文部科学省通知より】

- 気温が高くなる前からの対策、適切な水分補給や空調の利用などを行うこと。
- 「危機管理マニュアル」等において予め各種活動の判断基準や判断者を定めておくこと、活動実施の判断には熱中症警戒アラートや暑さ指数を用いること。
- 児童生徒等自らが体調管理等を行うことができるよう（帽子の着用や水分補給、体調不良時の対応に関する適切な指導を行うこと。

【令和 5 年 5 月 12 日付けスポーツ庁通知より】

- スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと。
- 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。

【問い合わせ先】

長崎県教育庁体育保健課 学校体育班 担当：皆良田憲明
【TEL】095-894-3393
【Mail】n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp



事務連絡

令和5年7月31日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

スポーツ庁地域スポーツ課

事件・事故情報の共有・注意喚起について
(部活動の帰宅中における中学生の死亡事案(熱中症疑い)の発生について)

下記のとおり事件・事故情報を共有します。

再発を防ぐため、留意事項を踏まえ、各校の備えを改めて確認する等対応について
よろしくお取り計らい願います。

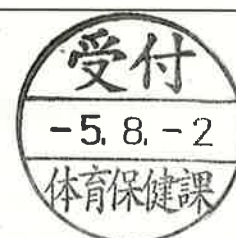
記

発生日時	令和5年7月28日 午前11時頃
被害状況	生徒1名死亡
事件・事故の概要	部活動の帰宅中に歩道で熱中症とみられる症状で倒れ、意識不明の状態 で病院に搬送され死亡したもの
再発防止のための留意事項	<p>令和5年4月28日付け文部科学省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について(依頼)」において、熱中症事故を防止するための環境整備として、<u>気温が高くなる前からの対策、適切な水分補給や空調の利用などを行うことや、各種活動実施に関する判断基準の例として、各学校で定めることが義務となっている「危機管理マニュアル」等において予め各種活動の判断基準や判断者を定めておくこと、活動実施の判断には熱中症警戒アラートや暑さ指数を用いることが考えられること、更には児童生徒等への熱中症防止に関する指導として、児童生徒等自らが体調管理等を行うことができるよう、帽子の着用や水分補給、体調不良時の対応に関する適切な指導を行うこと等について依頼をしています。</u></p> <p>また、令和5年5月12日付けスポーツ庁通知「熱中症事故の防止について(依頼)」において、熱中症は、<u>スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずることや、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと等について通知しています。</u>ので、改めてご確認いただき、適切な対応の徹底をお願いします。</p>

参考資料	令和5年4月28日付け文部科学省通知 「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」 令和5年5月12日付けスポーツ庁通知 「熱中症事故の防止について（依頼）」 文部科学省学校安全ポータルサイト 「熱中症・水難事故防止関連情報」
------	---

※ 参考資料にはリンクを貼っていますので、クリックで資料に遷移します。

【担当】 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 学校安全係 電話：03-6734-2966 スポーツ庁地域スポーツ課 学校運動部活動係 電話：03-6734-3953



5 教高第 3 9 8 号
5 教特第 1 6 2 号
5 教体第 2 4 4 号
令和 5 年 8 月 2 5 日

各県立学校長 様

高校教育課長
(公印省略)
特別支援教育課長
(公印省略)
体育保健課長
(公印省略)

休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について (依頼)

このことについて、別添 (写) のとおり文部科学省及びスポーツ庁より連絡がありました。
標記に係ることについては、令和 5 年 5 月 1 9 日付け 5 教義第 1 4 5 号・5 教体第 1 1 2 号
「熱中症事故の防止 (依頼)」によりお願いしているところです。

休業日明けの時期は、子供たちが暑さや運動等に体が慣れていない場合があり、特に、熱中症事故の発生リスクが高い時期と考えられ、生徒の健康被害を防ぐために、引き続き適切な予防の取組をとることが重要です。

つきましては、貴校において、熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるよう、より一層のご指導をお願いします。

【問い合わせ先】

高校教育課 キャリア教育班 担当：榮岩祐介
【TEL】 095-894-3355
【Mail】 y.haeiwa@pref.nagasaki.lg.jp
特別支援教育課 企画班 担当：酒井美香
【TEL】 095-894-3402
【Mail】 sakaimika@pref.nagasaki.lg.jp
体育保健課 学校体育班 担当：皆良田憲明
【TEL】 095-894-3393
【Mail】 n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp

今年度は全国的に気温の高い日が続いており、この先も気温の高い日が続く見込みです。特に休業日明けの時期は、子供たちが暑さや運動等に体が慣れていない場合があり、熱中症事故の発生リスクが高い時期と考えられますので、このことにも十分御留意のうえ、引き続き熱中症事故の防止について適切に対応いただきますようお願いいたします。



事務連絡
令和5年8月23日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各国立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
スポーツ庁政策課企画調整室
スポーツ庁地域スポーツ課

休業日明けの時期等における熱中症事故の防止について（依頼）

日頃より、熱中症事故の防止について様々な御対応をいただきありがとうございます。

今年度は全国的に平年よりも気温の高い日が続いており（参考1）、熱中症による全国の救急搬送者数は7月31日時点で47,439人（参考2）、うち18歳未満の数は5,773人という状況です。

この先も、全国的に平年よりも気温は高くなる見込み（参考3）となっており、児童生徒等の健康被害を防ぐために、引き続き適切な対応をとることが重要です。

特に休業日明けの時期は、子供たちが暑さや運動等に体が慣れていない場合があり、熱中症事故の発生リスクが高い時期と考えられます。

については、各学校や学校設置者等において御留意いただきたい点を改めて周知しますので、熱中症事故の防止について引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国立大学法人担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、設置する学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、城内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお



願います。

記

※以下、5教参学第6号(令和5年4月28日)からの追記点等に下線を引いています。

1. 熱中症事故を防止するための環境の整備等について

- ・ 活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。
- ・ 活動中や活動終了後にも適切に水分や塩分の補給を行うこと。
- ・ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、救急搬送等適切な処置を行うこと。
- ・ 学校の管理下における熱中症事故は、多くが体育・スポーツ活動中に発生しているが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生していることにも十分留意すること。
- ・ 休業日明け等の体がまだ暑さや運動等に慣れていない時期は熱中症事故のリスクが高いことや、それほど高くない気温(25~30℃)でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずること。
- ・ 活動の前や活動中に、必要に応じて暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度): Wet Bulb Globe Temperature)を計測する等し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。
- ・ 学校施設の空調設備を適切に活用すること。
- ・ 普通教室、特別教室、体育館など場所により空調の整備状況に差があることも考えられることを踏まえ、活動する場所の空調設備の有無に合わせて活動内容を設定すること。
- ・ 室内環境の向上を図る上では、空調、建物の断熱・気密性能の向上、必要な換気を組み合わせることが有効であり、「環境を考慮した学校施設づくり事例集」(令和2年3月)を参考にしつつ、施設・設備の状況に応じて、夏の日差しを遮る日よけの活用、風通しを良くする等の工夫をすること。
- ・ 幼児等が送迎用バスに置き去りにされた際、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことに十分留意し、幼児等の所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。なお、送迎用バスに設置された安全装置については、あくまでヒューマンエラーの防止を補完するものであるということを十分理解し、置き去り防止について万全を期すこと。
- ・ 学校におけるマスクの着用については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」において、「学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本」、「幼児については、マスクの着用を求めない」等としていることを踏まえ、適切に対応すること。

2. 各種活動実施に関する判断について

熱中症防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を、各学校における危機管理マニュアル等において予め具体的に定め、教職員間で共通認識としておくことが有効であり、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数を用いることが有効です。(参考4)

暑さ指数については、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認することができます。また、同サイトでは、環境省・気象庁による熱中症警戒アラート(熱中症の危険性が極めて高くなると予測される際(暑さ指

数が 33 を超える場合) に、国民に対し危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報。) も確認することができます。

なお、域内の実況値・予測値、熱中症警戒アラートの発表の有無に係わらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことにも十分留意してください。

環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者が作成する熱中症に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を令和 3 年 5 月に共同で作成しています。

スポーツ活動における熱中症事故の防止については、公益財団法人日本スポーツ協会が「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」を作成しています。

これらの情報等を活用し、各種活動の実施等に関して適切に判断していただくようお願いします。

暑さ指数や熱中症警戒アラートに基づいて活動中止の判断に至らない場合においても、児童生徒等の様子をよく観察する等し、熱中症事故の防止に万全を期していただくようお願いします。

3. 児童生徒等への熱中症防止に関する指導について

熱中症を防止するためには、登下校時も含め、児童生徒等が自ら体調管理等を行うことができるよう、発達段階等を踏まえながら適切に指導することが必要です。

以下のような点をはじめとして、児童生徒等への指導について御留意いただくようお願いします。

- ・ 暑い日には帽子等により 日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装等を避けること
- ・ 運動するときは前後も含めて適切に水分を補給し休憩をとること、自分自身でもよく体調を確認すること
- ・ 児童生徒等同士で互いに 水分補給や休憩の声掛け等を行うこと
- ・ 運動等を行った後には、気象状況も踏まえつつ、十分にクールダウンする等体調を整えたいうえでその後の活動を行うこと
- ・ 下校前に運動等行っていた場合にも、十分にクールダウンする等体調を整えたいうえで下校すること
- ・ 体調不良等により 下校やその他活動が困難だと感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ること

なお、児童生徒等への熱中症防止に関する指導の観点から、保護者に対しても熱中症対策についての情報提供を行う等、必要な連携を図るようお願いします。

4. 休業日等の取り扱いについて

休業日等については、参考資料 2 の関連規定を踏まえ、次の (1) 及び (2) を参考として、適切に御対応いただくようお願いします。

- (1) 各設置者及び学校等におかれては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無等を踏まえ、児童生徒等の健康確保に十分配慮した上で、必要に応じて、夏季における休業日延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮等をはじめとした対応について検討すること。

その際、本通知末尾の別添に記載の資料等も参考とし、学校及び地域の実態等を踏まえて判断すること。

- (2) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることに留意すること。

【参考サイト】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・「熱中症環境保健マニュアル 2022」（令和4年3月改訂）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- ・令和5年度「熱中症警戒アラート」の運用開始について
https://www.env.go.jp/press/press_01497.html

○文部科学省

- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf#page=49>
- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm
- ・環境を考慮した学校施設づくり事例集
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・熱中症の予防（学校等での事故防止対策集）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx

○公益財団法人日本スポーツ協会

- ・熱中症を防ごう
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>

【担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係

電話：03-6734-2966

関連規定

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

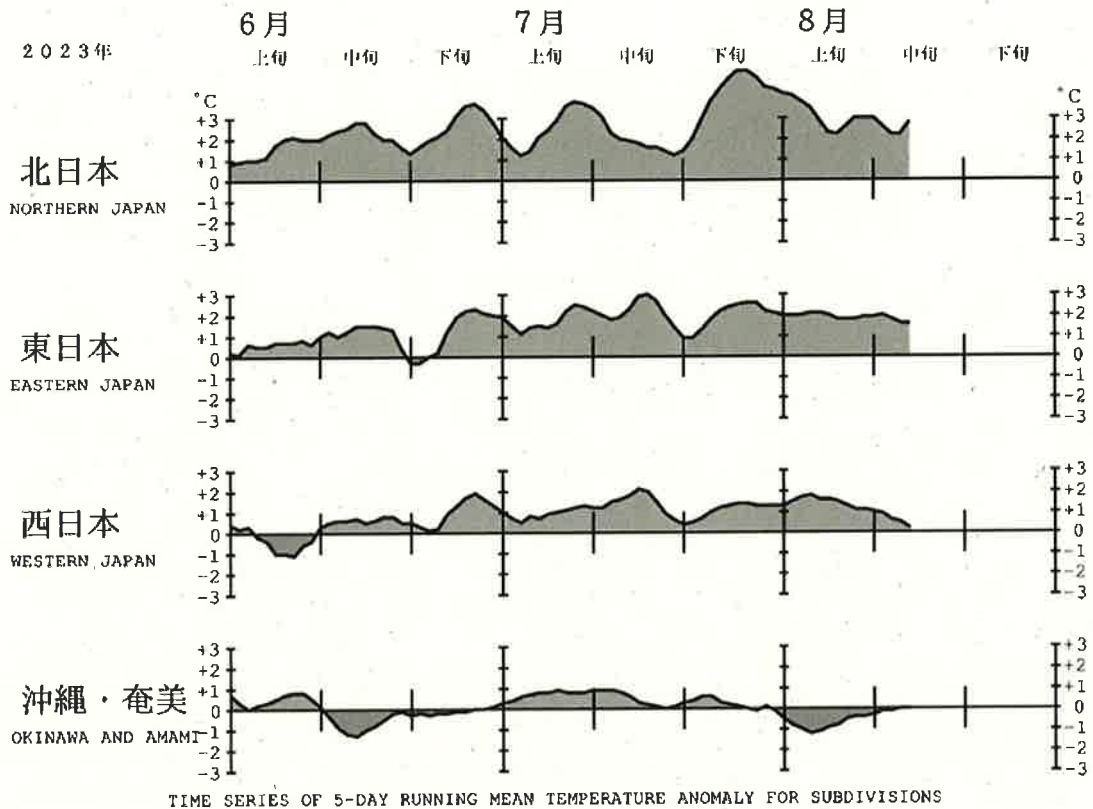
三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

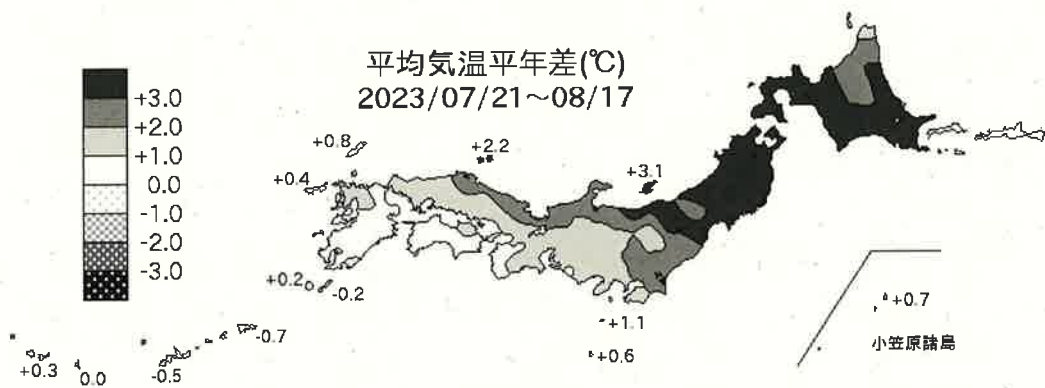
前3か月間（8月17日まで）の地域平均気温平年差の経過



地域平均気温平年差の5日移動平均時系列

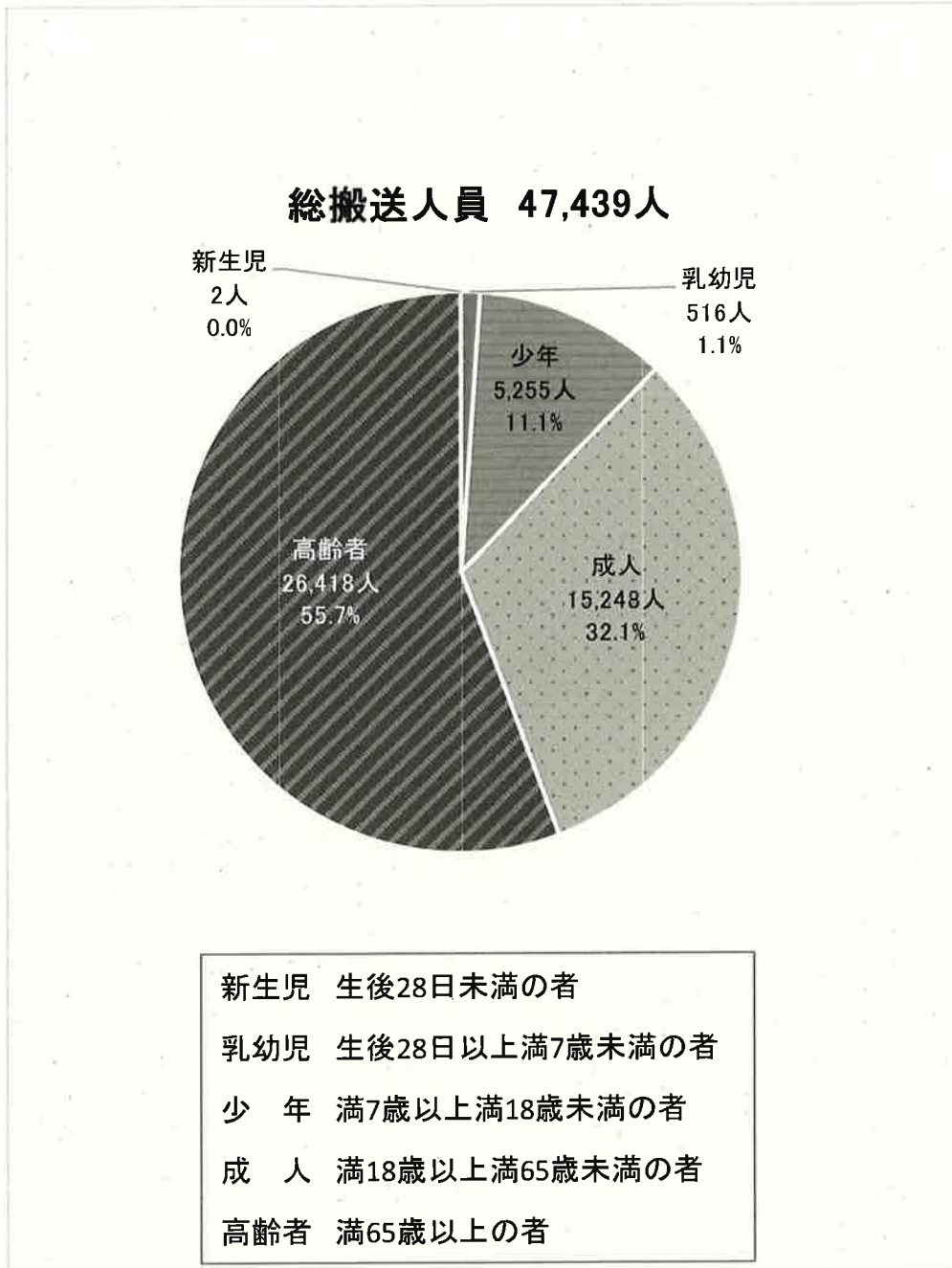
更新日：2023年8月18日

前4週間（8月17日まで）の気温の平年差



(気象庁資料提供資料)

全国の熱中症による救急搬送状況（令和5年5月1日～7月31日）



（消防庁提供資料）

向こう 1 か月 (8/19~9/18) の天候の見通し (8/17 気象庁発表)

1 か月の平均気温

		平均気温 (1 か月)
北日本	日本海側	低10 並10 高80% 高い見込み
	太平洋側	
東日本	日本海側	低10 並10 高80% 高い見込み
	太平洋側	
西日本	日本海側	低10 並20 高70% 高い見込み
	太平洋側	
沖縄・奄美		低20 並30 高50% 高い見込み
<p>数値は予想される出現確率 (%) です</p>		<p>平均気温 (1 か月)</p> <p>低い確率 (50%以上) 40 平均値も40 40 高い確率 (50%以上)</p>

(気象庁提供資料)

暑さ指数に応じた活動の目安の例

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安(*1)	日常生活における注意事項(*1)	熱中症予防運動指針(*2)
31℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人*は運動を軽減または中止。
25～28℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

(学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きより抜粋)
 ※日本スポーツ協会「熱中症予防のための運動指針」等を基に作成

4 教体第 2 4 0 号
令和 4 年 8 月 2 5 日

各県立学校長 様

体育保健課長
(公印省略)

学校管理下における熱中症事故の防止について (依頼)

標記のことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添 (写) のとおり依頼がありました。

つきましては、下記の事項に十分留意の上、貴校職員に周知いただき、引き続き熱中症事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 熱中症には命に関わる危険があることから熱中症への対応を優先すること。
- 体育の授業及び運動部活動においてはマスクの着用は必要ないこと。
- 学校の管理下における熱中症事故のほとんどが、体育・スポーツ活動中によるものであることから、活動の場所や種類に関わらず、暑さ指数 (WBGT) に基づいて、活動の可否について適切に判断すること。
- 運動部活動時における熱中症対策については、令和 4 年 7 月 2 5 日付け 4 教体第 2 0 1 号にて通知した「部活動時における熱中症防止ガイドライン」を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応をとること。

【問い合わせ先】
体育保健課 学校体育班
担当：山田 周作
【TEL】 095-894-3393
【FAX】 095-894-3478
【Mail】 syu-yamada@pref.nagasaki.lg.jp



事務連絡
令和4年8月22日

附属学校を置く各国公立大学法人施設主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人学校安全主管課長
各国公私立高等専門学校担当課長
各都道府県私立学校主管部課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

学校管理下における熱中症事故の防止について（依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては、格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今後、各地域において夏季休業が終了し、学校教育活動が再開されるに当たり、学校管理下における熱中症事故の防止について、適切に御対応いただくようお願いいたします。

特に、学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであり、スポーツ種目別の状況を見ると、野球、ラグビー、サッカーなど屋外で行うものだけでなく、柔道や剣道など屋内で防具や厚手の衣服を着用するスポーツも多く発生しています（別紙参照）。熱中症の予防のためには、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止を判断することが必要です。また、熱中症は運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

「熱中症事故の防止について（4教参学第2号令和4年4月28日付）」でお知らせしている通り、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気や児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取り扱いをしてください。その場合であっても、

熱中症には命に関わる危険があることから、熱中症への対応を優先するようお願いします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。

（参 考）

- ・「熱中症事故の防止について（依頼）」（4教参学第2号令和4年4月28日付）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343.htm
- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

【本件照会先】

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

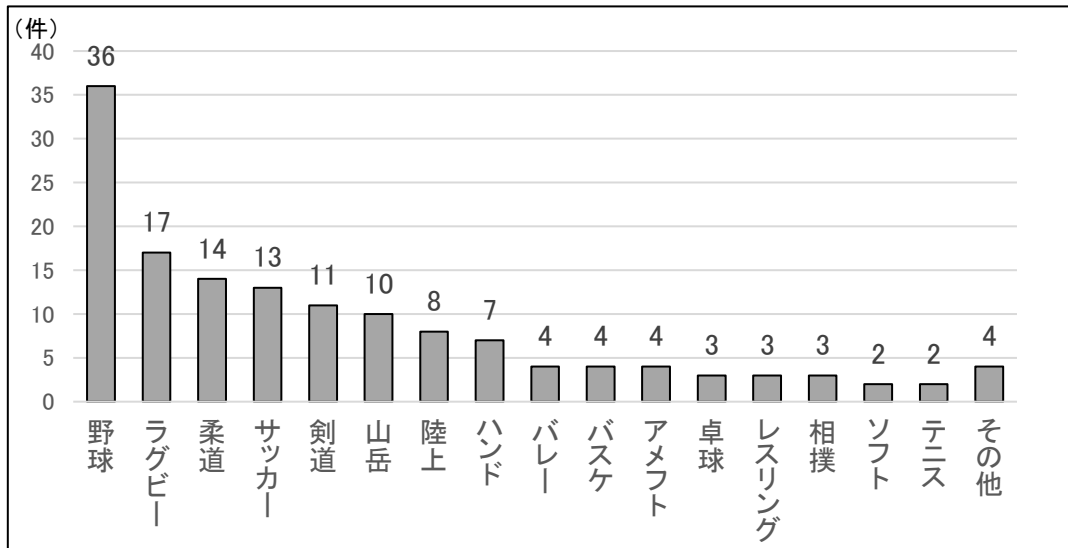
電話：03-5253-4111（内線2966） E-mail：anzen@mext.go.jp



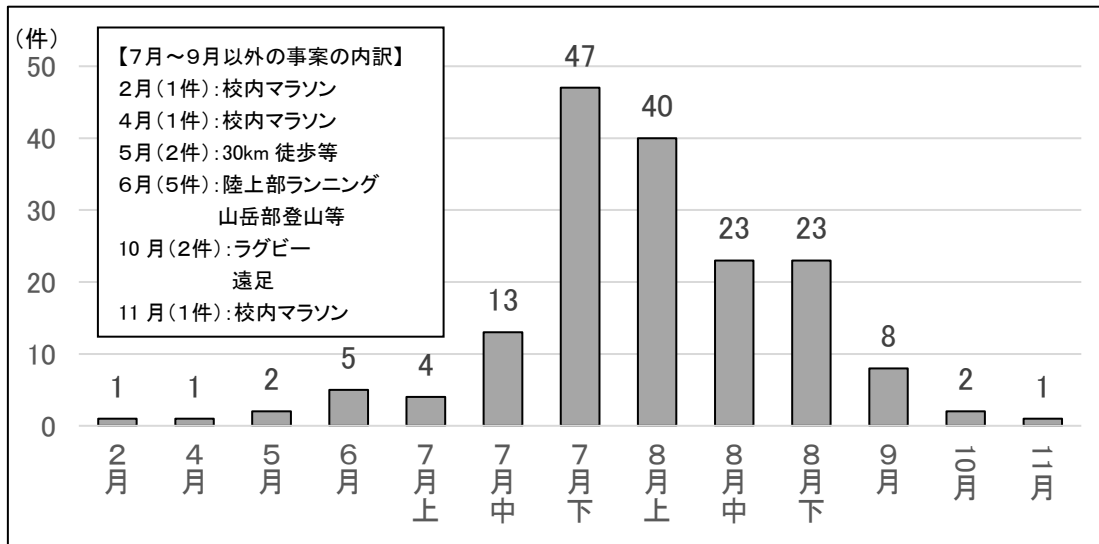
(別 紙)

学校の管理下における熱中症死亡事例の発生状況 (1975年～2017年)

(1) スポーツ種目別発生状況 (運動部活動の場合)



(2) 月別発生数 (学校行事等も含む)



(出 典)

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成31年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター) から抜粋

※件名の表記を一部加工しています。

5 教体第 1 2 8 号

令和 5 年 6 月 1 日

各県立学校長 様

体育保健課長

(公印省略)

野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について (通知)

標記の件について、別添 (写) のとおり、スポーツ庁地域スポーツ課から通知がありました。

これまでも事故防止に必要な事項の理解と徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いをしているところですが、運動部活動中において、野球等の移動式バッティングケージを運搬中にケージが倒れ、生徒が下敷きとなる重大な事故が発生しております。

つきましては、貴校の生徒、教職員その他の指導者等に対して事故防止のために必要な事項の理解を徹底されるとともに、活動場所・設備等の安全確保など施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分留意いただきますよう周知願います。

記

[留意事項]

- ・バッティングケージ等の大型器具・用具等を移動等する際は、必ず顧問等の下で行うこと。
- ・顧問等の運動部活動の責任者は、実際に使用する製品の取扱説明書等の内容を確認し、生徒に対して事前に使用方法や注意事項等を十分説明すること。
- ・使用しないとき、また水害、風害、雪害等のおそれがあるときは、早めに活動の中止を判断し、余裕をもって折りたたむ等の処置を行い、転倒による破損や事故の防止措置をして保管すること。

【問い合わせ先】

体育保健課 学校体育班

担当：皆良田 憲明

【TEL】095-894-3393

【FAX】095-894-3478

【Mail】n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp



5 教体第 1 2 8 号
令和 5 年 6 月 1 日

各県立学校長 様

体育保健課長
(公印省略)

野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について (通知)

標記の件について、別添 (写) のとおり、スポーツ庁地域スポーツ課から通知がありました。

これまでも事故防止に必要な事項の理解と徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いをしているところですが、運動部活動中において、野球等の移動式バッティングケージを運搬中にケージが倒れ、生徒が下敷きとなる重大な事故が発生しております。

つきましては、貴校の生徒、教職員その他の指導者等に対して事故防止のために必要な事項の理解を徹底されるとともに、活動場所・設備等の安全確保など施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分留意いただきますよう周知願います。

記

〔留意事項〕

- ・バッティングケージ等の大型器具・用具等を移動等する際は、必ず顧問等の下で行うこと。
- ・顧問等の運動部活動の責任者は、実際に使用する製品の取扱説明書等の内容を確認し、生徒に対して事前に使用方法や注意事項等を十分説明すること。
- ・使用しないとき、また水害、風害、雪害等のおそれがあるときは、早めに活動の中止を判断し、余裕をもって折りたたむ等の処置を行い、転倒による破損や事故の防止措置をして保管すること。

【問い合わせ先】
体育保健課 学校体育班
担当：皆良田 憲明
【TEL】 095-894-3393
【FAX】 095-894-3478
【Mail】 n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp



5 教体第 1 2 8 号

令和 5 年 6 月 1 日

各市町教育委員会教育長 様

長崎県教育庁体育保健課長

(公 印 省 略)

野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について (通知)

標記の件について、別添 (写) のとおり、スポーツ庁地域スポーツ課から通知がありました。

これまでも事故防止に必要な事項の理解と徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いをしていますが、運動部活動中において、野球等の移動式バッティングケージを運搬中にケージが倒れ、生徒が下敷きとなる重大な事故が発生しております。

つきましては、貴所管の学校における生徒、教職員及びその他の指導者等に対して事故防止のために必要な事項の理解を徹底されるとともに、活動場所・設備等の安全確保など施設設備等の点検や事故防止のための措置に十分留意いただきますよう周知をお願いします。

記

〔留意事項〕

- ・バッティングケージ等の大型器具・用具等を移動等する際は、必ず顧問等の下で行うこと。
- ・顧問等の運動部活動の責任者は、実際に使用する製品の取扱説明書等の内容を確認し、生徒に対して事前に使用方法や注意事項等を十分説明すること。
- ・使用しないとき、また水害、風害、雪害等のおそれがあるときは、早めに活動の中止を判断し、余裕をもって折りたたむ等の処置を行い、転倒による破損や事故の防止措置をして保管すること。

【問い合わせ先】

長崎県教育庁体育保健課 学校体育班

担当：皆良田 憲明

【TEL】 095-894-3393

【FAX】 095-894-3478

【Mail】 n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp



事務連絡
令和5年5月30日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁地域スポーツ課

野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について（通知）

学校における事故防止については、文部科学省及び当庁では、「学校施設における事故防止の留意点について」（平成21年3月）、「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）、「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」（令和5年2月13日）において、事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いしているところです。

しかし、運動部活動中において、野球等の移動式バッティングケージを運搬中にケージが倒れ、生徒が下敷きとなる重大な事故が発生しております。

については、別添の資料も参考として、児童生徒、指導者その他の関係者に対して事故防止に必要な事項の理解を徹底するとともに、施設設備等の点検や事故防止のための適切な措置をとっていただきますようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、周知するようお願いいたします。

【担当】

スポーツ庁地域スポーツ課 学校運動部活動係
TEL：03-5253-4111（内線3953）



移動式バッティングケージの取り扱いについて

顧問等の運動部活動の責任者は、実際に使用する製品の取扱説明書等の内容を確認し、生徒に対して事前に使用方法や注意事項等を十分説明すること。

また、バッティングケージを移動等する際は、必ず顧問等の下で行うこと。

- ・ 野球やソフトボール等の決められた用途以外で使用しないこと。
- ・ 組立・移動・設置・収納の際は、それに関わる部員等の学年や体力等とバッティングケージの形状や重量等を考慮し、無理のない人数を適切な箇所に配置して行うこと。
- ・ 組立・設置・保管の際は、バッティングケージがバランスを崩して転倒しないよう、地盤が安定した水平な場所で行い、周りに溝や凹凸がないか、また、併せて車輪の破損がないか確認すること。
- ・ 移動の際は、バッティングケージの転倒防止のため、上から見て三角形又は四角形の形を必ず保持させ、かつ、左右のバランスをとりながらゆっくりと行うこと。
- ・ 設置の際は、くい等でフレームを必ず固定すること。また、必要なときには、ロープなどで張りをとる等補強をすること。
- ・ 風が強いときには、バッティングケージ本体を横に倒すか、しっかりと支えとなるものに固定するなど、バッティングケージの転倒や自走防止の対策をとること。
- ・ ボールの勢いによりネットが膨らみ周囲にいる人に当たる恐れがあるため、バッティングケージの周囲には誰もいないことを確認して使用すること。
- ・ ネットの破損は、ボールが飛び出す可能性があるため、必ず点検及び補修をすること。
- ・ 使用しないとき、また水害、風害、雪害等のおそれがあるときは、折りたたむ等の処置を行い、転倒による破損や事故の防止措置をして保管すること。

各県立学校長 様

体育保健課長
(公印省略)

学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの
根絶について (依頼)

標記のことについて、スポーツ庁政策課企画調整室及び地域スポーツ課から別添 (写)
のとおり連絡がありました。

つきましては、貴校の体育活動に関わる全ての関係者に対し、学校における体育活動中
の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有について、下記留意事項等
の確実な周知と指導の徹底をお願いします。

記

<留意事項> ※別添 (写) 「参考資料・情報提供」参照

○準備運動の徹底について

- ・体育活動の前には、それぞれの運動に適した準備運動を入念に行うこと

○用具等の安全確保について

- ・破損や老朽化等により安全に使用できないおそれのある用具等については使用を控えること
- ・自作の用具等を使用する場合は、その作成や使用に当たって安全性を十分に考慮するとともに、使用前に複数の教職員による安全性の点検・確認を行うこと

○運動会、体育祭等で実施される組体操について

- ・適切な安全対策を確実に講じられない場合には、実施を厳に控えること

○体罰やハラスメントの根絶について

- ・殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではないという認識を共有すること

【問い合わせ先】
長崎県教育庁 体育保健課 学校体育班
担当：皆良田憲明
【TEL】 095-894-3393
【Mail】 n-kairada@pref.nagasaki.lg.jp



事務連絡
令和6年2月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課企画調整室
地域スポーツ課

学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの 根絶について

各学校におきましては、日頃より、体育の授業、体育的行事（運動会等）及び運動部活動等の体育活動の実施に当たり、事故防止や事故の際の適切な措置等について、御配慮をいただいているところですが、依然として事故が発生していることから、引き続き事故防止対策に万全を期する必要があります。

については、各学校において下記事項及び別添の参考資料等を参考に、体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメント根絶のための取組が確実かつ適切に実施されるよう、必要な対応をお願いするとともに、学校の体育活動に関わる全ての関係者への確実な周知が行われるよう、お取り計らいをお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知いただくようお願いします。

記

1 準備運動の徹底について

怪我や事故の発生を未然に防止する観点からも、体育活動の前には、それぞれの運動に適した準備運動を入念に行うようお願いします。

2 用具等の安全確保について

授業等で使用する用具等については、日常的に点検を行うなど、安全確保に努めて

いただいているところですが、引き続き、破損や老朽化等により安全に使用できないおそれのある用具等については使用を控えるなど、適切に対処を行うとともに、用具等の正しい使用方法の徹底を図ることにより、事故の発生を未然に防ぐようお願いいたします。

また、教師が様々な工夫をしながら自作の用具等を使用する場合は、その作成や使用に当たって安全性を十分に考慮するとともに、使用前に複数の教職員による安全性の点検・確認をお願いします。

3 運動会、体育祭等で実施される組体操について

組体操における安全性の確保については、これまでも依頼してきたところですが、「組体操等による事故防止について」（平成28年3月25日付け事務連絡）及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）も踏まえた適切な安全対策を確実に講じられない場合には、実施を厳に控えるようお願いします。

また、安全対策については、学校の判断のみに委ねるのではなく、教育委員会等においても安全対策の内容を把握し、その妥当性や確実な実施の可能性について責任をもって確認するとともに、必要に応じて学校への指導助言をお願いします。

4 体罰やハラスメントの根絶について

体育活動中の体罰やハラスメントについては、引き続き、根絶に向けた取組の徹底が必要です。特に部活動の体罰については、社会的にも問題となっています。「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）等において示しているとおり、殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではありません。

学校においては、全教職員をはじめ、学校の体育活動に関わる全ての指導者に対し、体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有と、指導の徹底をお願いします。



【本件担当】

スポーツ庁政策課企画調整室学校体育指導係
電 話 03-6734-2674 (直通)
電子メール skikaku@mext.go.jp

スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係
電 話 03-6734-3953 (直通)
電子メール tiikisport@mext.go.jp

【スポーツ事故防止（突然死、頭頸部外傷、熱中症等）の参考資料】



「スポーツ事故防止ハンドブック」

（令和2年度スポーツ庁委託事業）

令和3年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全学校等に配布（令和3年）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1956/Default.aspx

【骨折の事故防止の参考資料】



骨折事故防止パンフレット「なくそう！骨折事故」

（令和3年度スポーツ庁委託事業）

令和3年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1978/Default.aspx

【重大事故の情報提供】



「学校安全ナビ」

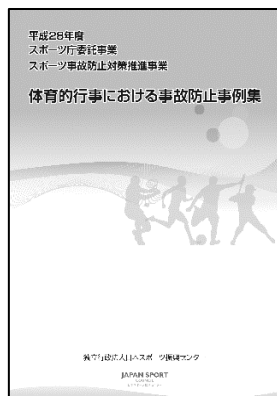
令和4年度4回（3月・6月・9月・12月）発行

独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全学校等に配布

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/996/Default.aspx>

【組体操を含む体育的行事における事故防止に関する参考資料】



「体育的行事における事故防止事例集」

(平成28年度スポーツ庁委託事業)

平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全小学校・中学校等に配布(平成29年)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx

【運動部活動指導の参考資料】

「運動部活動での指導のガイドライン」

平成25年5月 文部科学省 ※ 全中学校・高等学校に配布(平成25年)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

令和4年12月 スポーツ庁・文化庁

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf

「野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について(通知)」 事務連絡(令和5年5月30日) スポーツ庁地域スポーツ課

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1419028_00008.htm